行政いばらき

10

令和6年**27**6

Ibaraki Certified Administrative Procedures Legal Specialists Association



TOPIC

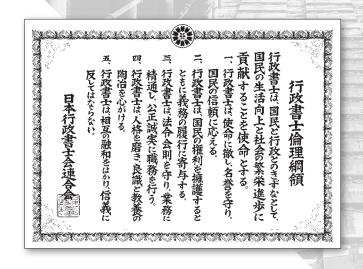
- ●石岡市と災害時における支援協定を締結
- ●第9回 人★インタビュー Season2 県北支部 飛田宏道先生



Contents

2024 **10**

	災害協定締結	01
	各部から総務部/広報・監察部/国土農地・建設部/環境部/国際部/市民法務部会員指導委員会/封印管理委員会	03
	通知・通達	22
	研修のご案内	24
	支部だより 水戸支部/県南支部/県西支部/県北支部/鹿行支部	29
	日行連	42
	政治連盟ニュース	43
	会員交流の広場	45
	コスモスいばらき	46
	他団体紹介	47
F. 0405)	第9回 人★インタビュー Season2	48
	会員の動き 新入会員の紹介/会員名簿・追加分/会員の退会/変更届/法人会員/現在会員数	49
	本会の動き・マンスリーレポート	52
	重要なお知らせ	54
	事務局より事務連絡	56
	編集後記	60



隔月・偶数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階



茨城県行政書士会

TEL (029) 305-3731 FAX (029) 305-3732

発行者会長古川正美編集担当副会長竹内崇広報・監察部澁谷輝男

 斉藤
 強

 大嶋
 薫

印刷所 株式会社高野高速印刷





日本行政書士会連合会

茨城県行政書士会



毎年10月は行政書士制度広報月間です。

石岡市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により石岡市と締結いたしました。 これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、本会の県南支部が窓口となり、 本会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

記

- 石岡市との災害協定について
- 1 支援協力に関する協定締結日:令和6年7月23日
- 2 協定締結の状況

石岡市役所において、谷島洋司市長と竹内崇副会長が協定書に調印を行いました。

出席者 石岡市側 谷島洋司市長、細谷和彦総務部次長、桑原充法令順守統括官兼危機管理担当 小川崇晴防災危機管理課長 他

本 会 側 竹内崇副会長、石井徹県南支部長、根本拓也事務局長

○ 災害協定の主な内容

本会は、市の要請により無償で次の業務を行う。

- ① 被災者支援相談窓口の開設
- ② 市への本会会員の派遣
- ③ その他、被災者支援のために市が必要とする事業への協力
- ④ 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県南支部を経由して行う。
- 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体(30市町村)

北茨城市(H24年7月)、水戸市 (H26年5月)、行方市 (H26年7月)

日立市 (H26年8月)、東海村 (H26年8月)、常陸太田市 (H26年10月)

那珂市 (H26年10月)、城里町 (H27年4月)、つくば市 (H27年7月)

潮来市 (H27年11月)、龍ケ崎市 (H27年11月)、鉾田市 (H27年12月)

神栖市 (H27年12月)、鹿嶋市 (H28年1月)、かすみがうら市 (H28年2月)

笠間市 (H28年2月)、境 町 (H28年9月)、守谷市 (H28年11月)

牛久市 (H29年4月)、常総市 (H29年4月)、利根町 (H30年3月)

下妻市 (H30年7月)、つくばみらい市 (H30年8月)、稲敷市 (H31年1月)

阿見町 (H31年2月)、高萩市 (H31年3月)、結城市 (R2年7月)

筑西市 (R2年9月)、桜川市 (R4年4月)、八千代町 (R5年10月)





調印式の様子

災害時における支援協力に関する協定書

石岡市(以下「甲」という。)と茨城県庁安書士会(以下「乙」という。)は、災害時における支援協力に図し、次のとおり復定を締結する。

N K

第1条 この協定は、市内で地震、原水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、被災者支援のための行政律士業務(以下「行政需士業務」という。)を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(落七の財涯)

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置し、かつ、市内に災害救助法(昭和22年法律 第118号)が適用された場合において、行政権士業務の必要が生じたときに、乙に対し て協力を要請することができる。

(行政書士業務の範囲)

- 第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政者士業務は、行政者士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び同法第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。
 - (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必聚と認める業務

(展議の手続等)

- 第4条 第2条の要請は、行政書士業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。
- 2 甲は、前項ただし書の規定による更請をしたときは、当該要請の後、遠やかに要請文書をこに提出しなければならない。
- 3 甲と乙は、道銘体包、道路手段等につこて、業務に支障をきたさなこよう平柱器から道能監験に努めるものとする。
- 4 前各項の手線及び連絡調整については、原則として乙の県南支部を経由して行うもの、・・・

(費用の負担)

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

(報告)

第7条 乙は、実施した行政者士業務の件数、対象者、祖談内容について、甲から求められたときは審面や報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法律上議中ナペミや秘織務に反しないものとする。

(災害の補償)

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、この会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は責任を負わない。

(100)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有效期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1億月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、合意の上、この協定を終了させることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

百6年7月23日

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1



岨

徘

石岡市長

 \mathbb{H}

茨城県水戸市笠原町978番地25 茨城県開発公社ピル5階

公乘光照光 公正 二八

N

茨城県行政書土会



|11

吖

44

行政いばらき 2024.10 No.276

● 総務部

部長 大澤 泰弘

令和6年度 第2回 理事会

日 時: 令和 6 年 6 月21日(金)

午後2時1分~3時18分

場 所:茨城県開発公社ビル 4 F 大会議室

出 **席 者:**正副会長、理事:32名、オブザーバー:

監事、支部長、コスモス成年後見サポー

トセンター茨城支部長、事務局長

内容:

議題1 審議事項

第1号議案 専門委員の委嘱について、原案通り 承認されました。

議題2 協議事項

① 災害ボランティアへの団体登録について

議題3 報告事項

- ① 令和6年度行政書士試験試験場責任者について
- ② 各部からの事業計画・報告について
- ③ 令和6年度総会以降の本会役員等の主な日程 について

議題4 その他

- ① 産業廃棄物申請受付業務について
- ② 暴力追放茨城県民大会について
- ③ コスモス成年後見サポートセンター茨城県支 部の活動について
- ④ 行政書士制度広報月間について

[重要] 会費請求月の変更について

本年5月29日に開催しました令和6年度定時総会において、茨城県行政書士会会則の一部が改正され、「別表第1(会則第6条の2 第6条の4 第14条)備考2について、会費の納入を別途総会の議決を経て定めた内容によるものとする。」となり、「会費は毎年原則として4月、8月、12月の月の末日までに当該月を含む4月分の会費を前納するものとする。但し、この決定は、令和7年4月から適用するものとする。」と可決されました。

会則の一部改正につきましては、令和6年7月3日付けで茨城県知事より認可がおりましたのでお知らせいたします。

会員の皆様におかれましては、何卒、ご理解、ご協力を賜わりますようお願いいたします。

記

	改正前 (令和7年3月まで)	改正後 (令和7年4月から)
会費請求月	4月·7月·10月·1月 (年4回)	4月・8月・12月 (年3回)
1回あたりの 会費請求額	3カ月分 15,000円	4カ月分 20,000円

※1カ月分の会費(5,000円)に変更はありません

◉広報・監察部

部長 游谷 輝男

令和6年度「行政書士制度広報月間」実施について

日 時:

(1) 準備期間:令和6年9月2日(月)から

9月30日(月)まで

(2) 実施期間:令和6年10月1日(火)から

10月31日(木)まで

推進団体:日本行政書士会連合会 **実施団体**:茨城県行政書士会

後援団体:総務省、茨城県その他地方自治体

目 的

- 1. 行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報 活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政 手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便 に資し、もって国民の権利利益の実現に資するこ とにより、国民の理解と信頼を得ることを通じて 行政書士制度の更なる普及・浸透を図る。
- 2. 行政書士法の適正な運用を通じて行政書士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる意識の高揚を図る。
- 3. 重点業務
 - (1) 権利義務関係業務
 - (2) 事実証明関係業務
 - (3) 相続に関わる業務
 - (4) 法人設立に関わる業務
 - (5) 建設業法関係業務
 - (6) 農地法関係業務
 - (7) 開発行為に関わる業務
 - (8) 運輸交通関係法に関わる業務
 - (9) 風俗営業関係法に関わる業務
 - (10) 出入国及び在留管理又は国籍取得に関わる業務
 - (11) 知的資産に関わる業務
 - (12) 行政不服申立代理業務
- 4. 社会貢献
 - (1) 成年後見等の支援
 - (2) 大規模災害時における支援活動

具体的計画

- 1. 本月間用の資料、ポスター、チラシ及びリーフレット等の効果的活用を図るとともに、行政書士 電話相談、面談による無料相談の開設等により、 直接県民に働きかける広報活動を展開する。
- 2. 市町村広報誌、新聞媒体、電波媒体等を広く活

用し、パブリシティーや有料広告により行政書士 制度広報月間の取り組みを広く県民へ周知する。

- 3. 官公署と住民との橋渡し役として適正な役割を 果たすため、関係官公署に対し窓口における理解 と協力を求める。
- 4. 友誼団体並びに関係団体との友好関係を保持増進し、行政書士制度への理解を求める。

行事に際しての事故防止・公衆衛生対策等

1. 使用設備の安全点検や必要な警備の確保など、十分な安全配慮の上、執り行う。



令和6年度 行政書士制度広報月間 無料相談会等実施計画

【電話による無料相談】

毎週木曜日(祝日を除く) 午後1時30分~午後4時30分 ☎029-350-5767

【面談による無料相談会】

地区名	開催日	開催時間	開催市町村	開 催 場 所
	10月3日(木)	午後1時~午後4時	水 戸 市	水戸市役所本庁舎 1階市民相談室
	10月3日(木)	午後1時~午後4時	ひたちなか市	ひたちなか市役所本庁舎 1階
	10月8日(火)	午後1時~午後4時	城 里 町	城里町役場本庁舎 2階会議室
	10月9日(水)	午後1時~午後4時	茨 城 町	茨城町役場本庁舎 2階第1会議室
	10月10日(木)	午後1時~午後4時	水 戸 市	水戸市役所本庁舎 1階市民相談室
	10月10日(木)	午後1時~午後4時	ひたちなか市	ひたちなか市役所本庁舎 1階
県	10月10日(木)	午後1時~午後4時	ひたちなか市	ひたちなか市役所那珂湊支所 2階会議室
	10月11日(金)	午後4時~午後7時	水 戸 市	茨城県立図書館 3階会議室
	10月15日(火)	午後1時~午後4時	小 美 玉 市	小美玉市役所 美野里公民館 会議室
,,,	10月15日(火)	午後1時~午後4時	大 洗 町	大洗町役場本庁舎 3階会議室
央	10月16日(水)	午後1時~午後4時	笠 間 市	笠間市役所(旧友部町役場) 庁舎内会議室
	10月17日(木)	午後1時~午後4時	水 戸 市	水戸市役所本庁舎 1階市民相談室
	10月17日(木)	午後1時~午後4時	ひたちなか市	ひたちなか市役所本庁舎 1階
地	10月17日(木)	正 午~午後6時	水 戸 市	水戸京成百貨店 8階談話室コーナー
16	10月18日(金)	正 午~午後6時	水 戸 市	水戸京成百貨店 8階談話室コーナー
	10月19日(土)	正 午~午後6時	水 戸 市	水戸京成百貨店 8階談話室コーナー
	10月19日(土)	午後1時~午後4時	水 戸 市	茨城県立図書館 3階会議室
区	10月24日(木)	午後1時~午後4時	水 戸 市	水戸市役所本庁舎 1階市民相談室
	10月24日(木)	午後1時~午後4時	ひたちなか市	ひたちなか市役所本庁舎 1階
	10月24日(木)	午後1時~午後4時	ひたちなか市	ひたちなか市役所那珂湊支所 2階会議室
	10月26日(土)	正 午~午後4時	水 戸 市	水戸市民会館 1階エントランスロビー
	10月27日(日)	正 午~午後4時	水 戸 市	水戸市民会館 1階エントランスロビー
	10月31日(木)	午後1時~午後4時	水 戸 市	水戸市役所本庁舎 1階市民相談室
	10月31日(木)	午後1時~午後4時	ひたちなか市	ひたちなか市役所本庁舎 1階
	10月5日(土)	午前10時~午後4時	取 手 市	取手市立福祉会館 1階鶴の間
	10月5日(土)	午前10時~午後4時	つくばみらい市	伊奈公民館 1階会議室1
	10月5日(土)	午前10時~午後4時	石 岡 市	常陸風土記の丘 展示研修室
県	10月6日(日)	午前10時~午後4時	阿 見 町	本郷ふれあいセンター 2階会議室1
	10月12日(土)	午前10時~午後4時	美 浦 村	美浦村中央公民館 2階会議室
	10月12日(土)	午前10時~午後4時	つくば市	吉沼交流センター 会議室
南	10月12日(土)	午前10時~午後4時	守 谷 市	もりりん中央(旧守谷市中央公民館) 団体活動室
	10月13日(日)	午前10時~午後4時	龍ケ崎市	まいん健康サポートセンター 2階
地	10月14日(月)	午前10時~午後4時	土 浦 市	土浦市勤労者総合福祉センター 「ワークヒル土浦」研修室 2
	10月19日(土)	午前10時~午後4時	稲 敷 市	江戸崎中央公民館 研修室3
区	10月19日(土)	午前10時~午後4時	かすみがうら市	霞ヶ浦コミュニティセンター (旧あじさい館) 研修室
	10月20日(日)	午前10時~午後4時	利 根 町	利根町文化センター 2階会議室B
	10月26日(土)	午前10時~午後4時	牛 久 市	牛久市役所分庁舎 1 階相談室
	10月27日(日)	午前10時~午後4時	河 内 町	河内町農村環境改善センター 営農相談室

地区名	開催日	開催時間	開	月催市町	寸	開催場所
	10月5日(土)	午前10時~午後3時	結	城	市	結城市立公民館
	10月8日(火)	午前10時~午後4時	常	総	市	常総市役所水海道庁舎 市民ホール
県	10月11日(金)	午前10時~午後4時	常	総	市	常総市役所石下庁舎 会議室
西西	10月12日(土)	午前10時~午後1時	古	河	市	古河市役所古河庁舎 スペースU 古河会議室1
	10月19日(土)	午前10時~午後3時	筑	西	市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室
地	10月21日(月)	午後1時~午後3時	桜	Ш	市	桜川市役所真壁庁舎 3190会議室
	10月25日(金)	午後1時~午後3時	下	妻	市	下妻市立図書館 集会室
区	10月26日(土)	午前10時~午後1時	古	河	市	古河市三和地域交流センター 会議室1
	10月27日(日)	午後1時~午後4時	坂	東	市	坂東市立猿島公民館 会議室2・3
	10月27日(日)	午後1時~午後4時	境		町	境町中央公民館 2階小会議室
県	10月16日(水)	午前10時~午後3時	東	海	村	東海村役場 別棟101会議室
北	10月16日(水)	午前10時~午後3時	高	萩	市	高萩市役所 会議室
地	10月23日(水)	午前10時~午後3時	大	子	町	大子町役場 1階ふれあいホール付近
区	10月29日(火)	午前10時~午後3時	北	茨 城	市	北茨城市役所 4階会議室
	10月5日(土)	午後1時~午後3時30分	行	方	市	行方市あそう温泉白帆の湯・ 天王崎観光交流センター「コテラス」2階会議室
	10月5日(土)	午前9時30分~正 午	鉾	田	市	鉾田中央公民館 2階第2会議室
鹿	10月11日(金)	午前10時~正 午	潮	来	市	潮来市社会福祉協議会 会議室
<i></i>	10月13日(日)	午後1時30分~午後4時	鹿	嶋	市	鹿嶋市役所 1階相談室1
行	10月17日(木)	午前9時30分~正 午	鉾	田	市	大洋公民館 2階研修室
地	10月19日(土)	午前10時~正 午	潮	来	市	道の駅いたこ
76	10月19日(土)	午前10時~午後3時	神	栖	市	かみす防災アリーナ メインアリーナ
区	10月19日(土)	午後1時~午後3時30分	行	方	市	北浦公民館 1 階講義室
	10月22日(火) 午後1時~午後3時30分 月				市	鹿嶋市立大野ふれあいセンター 2階会議室A・B・C
	10月28日(月)	午後1時30分~午後4時	神	栖	市	かみす防災アリーナ 小会議室

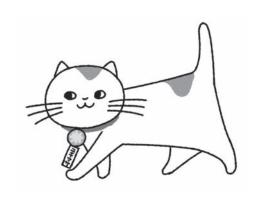
【セミナー 遺言書のキホン】

地区名	開催日	開催時間	開	催市町	村		開催	場	所
県央地区	10月26日(土)	午後2時~午後3時30分	水	戸	市	水戸市民会館	中会議	室301	1

【セミナー 行政書士とは何をする人ぞ】

地区名	開催日	開催時間	開	催市町	村		開	催場	所
県央地区	10月27日(日)	午後2時~午後3時30分	水	戸	市	水戸市民会館	中会	議室301	

※セミナー受講希望の方は、水戸市民会館(電話029-350-6060)にてご予約をお願いいたします。



● 国土農地・建設部

部長 下条 威之

第1回 業務研修会(第一部)

日 時: 令和 6 年 7 月23日(火) 午後 1 時30分~午後 2 時50分

場 所:茨城県開発公社ビル会議室 4階 大会議室

講 師:一般社団法人 茨城県農業会議 総務部部長補佐 小泉 勝浩 様

参加者:30名

内 容: 平成27年の農業委員会法改正により新たに設置された「中立委員」について、その職務内容を農業 委員会の説明とともに大変わかりやすく講義していただきました。県内でもすでに数名の行政書士 が「中立委員」として活躍しており、農業委員会における行政手続きの専門家の存在が、今後はお おいに期待されるのではないでしょうか。また、最後に農地法関連の最新情報についても講義して いただきました。





第1回 業務研修会(第二部)

時: 令和6年7月23日(火) 午後3時~午後4時20分

場 所:茨城県開発公社ビル会議室 4階 大会議室

講 師:国土農地·建設部担当 若山副会長

参加者:27名

 \Box

内 容:建設業の申請場面が大きく電子化にシフトしましたが、その利便性が謳われる反面、積極的な活用 はまだまだのように思われます。その原因の一つにはJCIPへの理解不足があるのではと考え、今 回の研修はこの方面に詳しい 若山 民雄 副会長を講師として迎え、JCIP操作マニュアルから、面 倒な委任関係の立ち上げを中心に講義していただきました。





● 環境部

部長 小島 英樹

第1回 業務研修会

時: 令和 6 年 7 月16日(火) 午後 1 時30分~午後 3 時30分

場 所:茨城県開発公社ビル 4階 大会議室

講 師:茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 課長補佐 有井 裕昭 様

参加者:37名

内容:

3月の業務研修に引き続き、茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例による規制の概要について、 県民生活環境部廃棄物規制課有井様からご講義、質疑応答を行い、当条例について理解を深めた。





千葉会意見交換会報告書

日 時:令和6年7月17日(水) 午後3時~午後5時

場 所:柏中央近隣センター アミュゼ柏 1階会議室A

的:両県で制定された再生資源物屋外保管適正化条例と産業廃棄物処理業許可の業務委託内容について、 千葉県行政書士会と意見交換を実施する

出席者:茨城会 会長 古川 正美 副会長 木村 司 部長 小島 英樹

千葉会 会長 関谷 一和 副会長 竹内 義彦 部長 秀澤 秀之

理事 伊東 一成、部員 湯浅 太造 飯島 孝、齋藤 朋恵

内容:

千葉会から主に千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例、いわゆる「金属スクラップヤード等規制条例」について、茨城会からは「産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託」について、第一部、第二部に分け、それぞれ説明を行い、両会の現状、取り組み、今後の対応について、情報・意見の交換を行った。

成 果:

茨城県でも再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例が施行され、千葉県の特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の制度、申請等の現状について説明いただき大変参考になった。特に当条例に関しての千葉会と千葉県の連携・協力体制、事業者支援の取り組み等については、茨城会でも積極的に取り入れたい内容であった。今回の意見交換会は、再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例以外でも、今後のシステム構築に活かせる有意義なものとなった。

(報告者 小島 英樹)

京都会意見交換会報告書

時:令和6年7月24日(水) 午後1時15分~午後4時 日

場 所:京都府行政書士会 4階会議室

的:産廃許可申請書受付業務受託に関する意見交換

出席者:茨城会 副会長 木村 司 部 長 小島 英樹

京都会 副会長 岡 智子 常任理事 石川 昌紀

受託管理プロジェクトリーダー 松田 道代

茨城県廃棄物規制課 三島 昇室長補佐 金澤 崇主査

内 容:

茨城会と茨城県より、茨城県の業務委託処理フローと委託業務仕様書、業務委託プロポーザル参加申込書を 提示のうえ、下記の質問事項に記載された内容について意見交換を実施した。

・業務担当者の選考、能力担保・受託業務内容

・受託業務の流れ、手順

・運用上の課題

京都府との連携維持

・受託後の効果

電子申請と申請手数料納付方法

成 果:

- ・担当者の業務遂行の能力担保方法について参考になったので、来年度から選別方法を見直す。 申込者に試験を実施して(パソコン操作含む申請書作成問題)選別する方式を来年度より茨城会でも実施する。
- ・郵送担当者3名について、業務経験の階層別にバランスよく配置する。
- ・京都府では京都市と京都府外の産廃収集運搬業申請のみを業務委託し、処分業と変更届出書は県の担当者が 引き続き担当しているので、全面的な業務受託を受けているのは茨城県行政書士会のみである。
- ・契約は特命随意契約でプロポーザル方式による公募は行っていない。
- ・業務受託に至った最大の要因は、経審受付業務を40年実施していることによる京都府との信頼関係にある。

(報告者 木村 司)







部長 佐藤 雄太

1 永住許可制度の適正化について

永住許可制度の適正化について発表された。

(出典)入管庁HP「令和6年入管法等改正法について」より抜粋

公布日:令和6年6月21日(法律第60号)

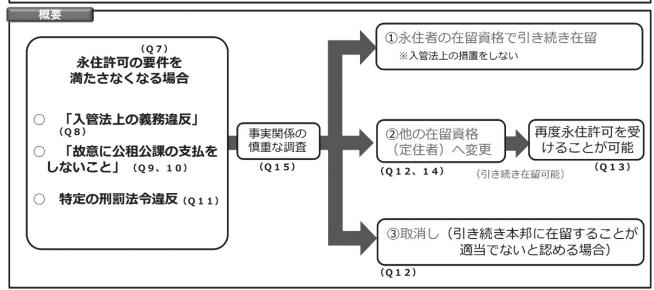
施行日:一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

永住許可制度の適正化について

出入国在留管理庁

趣旨 (01~6)

- 「永住者」の在留資格は、一定の要件(※)を満たすと認められる場合に許可される在留資格 その特徴として、<u>活動・在留期間に制限が</u>ない
- 永住許可後には在留審査(在留期間の更新など)がないことから、永住許可時には満たしていた要件を許可後に満た さなくなるような、悪質な場合が一部ある
- 在留状況が良好と評価できない一部の悪質な永住者に永住許可を認め続けると、適切に在留している大多数の永住者 <u>への不当な偏見につながるおそれがある</u>ことから、このような場合に対応する措置を設けることとしたもの
 - (※)素行善良・独立生計・日本国の利益に合致(10年以上の在留、公的義務の履行など)



2 在留資格の取り消し件数と具体例

令和6年3月22日の出入国在留管理庁発表資料によると、令和5年に出入国管理及び難民認定法第22条の4 第1項に基づく在留資格の取消しを行った件数は1,240件で、前年に比べ115件(10.2%)増加し、過去最多となっ た。

以下は、出入国在留管理庁ホームページ【広報資料】、「令和5年の「在留資格取消件数」について」より抜 粋し引用したものである。

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/11_00033.html)

在留資格取消制度は、我が国に在留する外国人が出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第 22条の4第1項各号に定める取消事由に該当する疑いがある場合に、意見聴取の手続(同条第2項)等を経た 上で、法定の取消事由に該当することが明らかな場合には、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すこと ができる制度である。

令和5年に在留資格を取り消した件数、出国による終止件数及び具体例は次のとおりである。

(表1) 在留資格別 在留資格取消件数の推移(令和元年~令和5年)

	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
公用	-	1 - 1	1	1 - 1	
宗教	-	2	7 - 7	-	1 - 1
経営・管理	2 1	8	5	1	-
技術・人文知識・国際業務	5 1	2 9	11	2 3	3 2
企業内転勤	2	1	-	1	4
技能	4	6	6	4	1
特定技能1号	-	4	2	7	6
技能実習1号イ	-	-	1	-	-
技能実習1号ロ	60	117	5 4	8	622
技能実習2号イ	2	-	3	1	-
技能実習2号ロ	272	427	517	8 4 7	272
技能実習3号イ	-	-	s=s	1	-
技能実習3号口	2	17	1 0	4 4	8 9
短期滯在	2 2	-	1-1	1	5
留学	427	5 2 4	157	163	183
家族滞在	3 9	2 5	4	2	6
特定活動	3	5	2	2	1
永住者	9	3	8	2	-
日本人の配偶者等	5 1	28	18	1 4	16
永住者の配偶者等	1 7	1 0	1	3	2
定住者	11	4	1-1	1	1
計	993	1210	800	1125	1240

(表2) 国籍・地域別の在留資格取消しを行った在留資格(令和5年)

	技術・ 人文知 織・国 際業務	企業内転勤	技能	特定 技能 1号	技能 実習 1号ロ	技能 実習 2号ロ	技能 実習 3 号ロ	短期滞在	留学	家族滞在	特定活動	日本人 の配偶 者等	永住者 の配偶 者等	定住者	計
ベトナム	9	-	-	4	384	222	6 5	-	121	3	1	2	1	-	812
中国(注1)	1 2	-	-	1	139	28	13	-	17	1	-	8	1		220
インドネシア	2	-	-	1	4 1	1	4	7-	8	-	1-	-	-	-	57
カンボジア	_	-	-	-	2 4	15	5	-	-	-	-	-	-	- 1	4 4
ネパール	1	_	1	_	3	1	_	12	12	1	-	-	-		19
フィリピン		1-	-	-	10		1	-	-		1.7	5	-	1	17
スリランカ	4	4	-	-		1	7 - 7	-	7	-	-	-	-		16
その他	4	1-	-	-	2 1	4	1	5	18	1	1-	1	-	-	55
計	3 2	4	1	6	622	272	8 9	5	183	6	1	16	2	1	1240

(表3) 取消事由別の在留資格取消しを行った在留資格(令和5年)

	技術・ 人文知 織・国 際業務	企業内転勤	技能	特定 技能 1号	技能 実習 1号ロ	技能 実習 2号ロ	技能 実習 3号ロ	短期滞在	留学	家族滞在	特定活動	日本人 の配偶 者等	永住者 の配偶 者等	定住者	計
第1号	2	1.7	-	=			, - ·	4	-	-	1,77	1	-	1	8
第2号	19	-	1	1	2	-	1	-	-	2	-	1 4	1	- 1	4 1
第3号	5	4	-	-	-	-1	-	1	1	-	-	-	-		11
第5号	5	-	-	3	4 1	12	10	1000	56	Î	1	-	ì	ä	128
第6号	-	-	-	2	579	260	78	-	126	4	1.77	-	1	E	1049
第7号		-	ı	ı	- 1	Ī	Ī	1-	-	ı	1	1	1	ī	2
第2号及び 第8号の並立	1	-	-	1	-	ï	I	1-	-	ı	1.5	1	ı	ï	1
計	3 2	4	1	6	622	272	8 9	5	183	6	1	16	2	1	1240

	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1号	4 3	12	3	7	8
第2号	9 1	6.8	3 6	2 8	4 1
旧第3号(注3)	10	2	2	-	-
第3号	2 0	6	7	9	11
第4号			-		1-
第5号	377	616	253	161	128
第6号	431	493	496	917	1049
第7号	2 2	13	3	3	2
第8号		-	-		1
第9号	1		-	-	1-
第10号	-	-	-		-
} 	995	1210	800	1125	1240

(表4) 在留資格取消しにおける取消事由適用件数の推移(令和元年~令和5年)(注2)

具体例

令和5年に在留資格を取り消したものの具体例は次のとおりである。

○入管法第22条の4第1項第1号

上陸拒否事由に該当しないものと偽り、上陸許可を受けたこと

・過去に退去強制されたことから上陸拒否事由に該当していたものの、退去強制歴を秘匿するなどして上 陸拒否事由に該当しない旨偽って上陸許可を受けた。

○入管法第22条の4第1項第2号

第1号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可等を受けたこと

【事例】

- ・在留資格「日本人の配偶者等」を得るため、日本人との婚姻を偽装し、日本人配偶者との婚姻実態がある かのように装う内容虚偽の在留期間更新許可申請書を提出して同許可を受けた。
- ・在留資格「技術・人文知識・国際業務 | を得るため、実際の学歴とは異なる学歴を記載した内容虚偽の在 留資格変更許可申請書を提出して同許可を受けた。

○入管法第22条の4第1項第3号

第1号及び第2号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により、上陸許可等 を受けたこと

【事例】

・在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留期間更新許可に際し、稼働実態のない雇用先を記載 した不実の記載のある在留期間更新許可申請書を提出して同許可を受けた。

○入管法第22条の4第1項第5号

入管法別表第1の在留資格をもって在留する者が、正当な理由なく在留資格に応じた活動を行っておらず、 かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること

⁽注1) 中国には、台湾、中国(香港)及び中国(その他)は含まない。

⁽注2) 出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項各号の複数に該当して取り消したものを含 め、該当する各号に件数を計上しているため、在留資格取消件数とは一致しない場合がある。

⁽注3) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成28年法律第88号)により旧第 2号及び旧第3号が現行の第2号に統合されたが、平成29年1月1日より前に受けた上陸 許可等については、旧第3号の適用がある。

【事例】

- ・在留資格「留学」をもって在留する者が、学校を除籍された後、当該在留資格に応じた活動を行うこと なくアルバイトを行って在留していた。
- ・在留資格「技能実習」をもって在留する者が、実習先から失踪し、当該在留資格に応じた活動を行うことなく他の会社で稼働して在留していた。

○入管法第22条の4第1項第6号

入管法別表第1の在留資格をもって在留する者が、正当な理由なく在留資格に応じた活動を3月(高度専門職は6月)以上行わないで在留していること

【事例】

- ・在留資格「技能実習」をもって在留する者が、実習先から失踪し、当該在留資格に応じた活動を行うことなく3か月以上本邦に在留していた。
- ・在留資格「留学」をもって在留する者が、学校を除籍された後、当該在留資格に応じた活動を行うこと なく3か月以上本邦に在留していた。

○入管法第22条の4第1項第7号

「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する者が、正当な理由なく在留資格に応じた活動を6月以上行わないで在留していること

【事例】

・在留資格「日本人の配偶者等」をもって在留している者が、日本人配偶者と離婚した後も引き続き、6 か月以上本邦に在留していた。

○入管法第22条の4第1項第8号

上陸許可等を受けて新たに中長期在留者となった者が、90日以内に住居地を届け出ないこと

【事例】

・在留資格「技術・人文知識・国際業務」の上陸許可を受けた者が、上陸許可を受けた日から90日以内に 住居地を届け出なかった。

3 デジタルノマド

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023 改訂版 (令和5年6月16日閣議決定)」において、「国際的なリモートワーカー (いわゆる「デジタルノマド」) の呼び込みに向け、ビザ・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、本年度内に制度化を行う」とされたことなどを踏まえ、所要の措置を講ずるものとして、デジタルノマドの受入れを図るための改正が行われた。

活動及び対象は、「本邦において6月を超えない期間滞在して国際的なリモートワーク等を行う者(特定活動53号)」「本邦において6月を超えない期間滞在して国際的なリモートワーク等を行う者に帯同する配偶者又は子(特定活動54号)」、在留期間は6月(更新不可)、在留カードは交付されない。対象となる国・地域が限定されているため、面談時等において申請人が対象国になっているかどうかの確認を要する。要件は、年収要件や医療保険の加入のみならず、申請人の滞在中の活動予定・滞在期間を説明する資料の提出も求められる。

改正概要は以下の通りである。

デジタルノマド向け在留資格について



在留資格

在留資格「特定活動」(6月)を許可

- ※ 更新不可
- ※ 在留カードの交付対象外

要件

- ①本邦においてデジタルノマド向け「特定活動」を指定されて滞 在する滞在期間が1年のうち6か月を超えないこと
- ②査証免除対象である国・地域かつ和税条約締結国・地域等の国 籍等を有している者であること
- ③申請の時点で、申請人個人の年収が1,000万円以上であること
- ④死亡、負傷及び疾病に係る海外旅行傷害保険等の医療保険に加入 していること(滞在予定期間をカバーするもの)
- ※ 傷害疾病への治療費用補償額は1,000万円以上が必要

活動内容

- 外国の法令に準拠して設立された法人 その他の外国の団体との雇用契約に基 づいて、本邦において情報通信技術を 用いて当該団体の外国にある事業所に おける業務に従事する活動
- マは
- ・ 外国にある者に対し、情報通信技術を 用いて役務を有償で提供し、若しくは 物品等を販売等する活動
- ※ 活動内容について、本邦に入国しなければ提供又 は販売等できないものを除く
- ※ 本邦の公私の機関との雇用契約等に基づく就労活 動は不可
- ※ デジタルノマド本人の資格外活動は原則認めない

配偶者・子について

デジタルノマド本人の扶養を受ける配偶者と子は、在留資格「特定活動」が許可され、帯同可能

- 帯同する配偶者・子について、要件② (査証免除対象である国・地域の国籍等に限る) ・④を満たしていることが必要 帯同する配偶者・子の資格外活動は原則認めない

(出典) 入管庁HP「在留資格「特定活動」(デジタルノマド(国際的なリモートワーク等を目的として本邦に 滞在する者)及びその配偶者・子)」より抜粋

4 改正法の概要(マイナンバーカードと在留カードの一体化)

令和6年6月14日、第213回通常国会において「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和 6年法律第59号) | 及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の 保護に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第60号)」が成立し、同月21日に公布された。施行は、 一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

改正法の概要(マイナンバーカードと在留カードの一体化)

現状・課題

- ✓ 3月を超えて在留する外国人(原則)
- ・在留カードが交付され、常時携帯義務あり。 ・住民登録され、マイナンバーカードも発行可能。
- ✓ 今後、マイナンバーカードの機能拡充が図られる予定。
- ✓ 在留カードに関する手続は地方入管
- 在留期間の更新などがあった場合に、それぞれの手続場所へ 赴く必要あり。





電子医療療 の有効期限

特定在留カード (券面イメージ)

MA TURNER ELIZABETH 在所·東京都千代田区徽が開1丁目1番1号徽が関 在版地 202号

1985年12月31日生

入管法

- 1. マイナンバーカードと在留カードを一体化(任意)
- 外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。 義務ではなく、一体化しないことも可能。
- 一体化したカード(特定在留カード)の交付申請・交付手続
- か方入管における在留手続(在留期間更新など)又は市町村窓口における住居 地届出と同時に<u>ワンストップ</u>で特定在留カードの申請をし、交付を受けることを 可能に
 - ※特別永住者が特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した場合は、手続場所は引き続き<u>市町村</u> の窓口
- 券面・有効期間
- 在留カードの記載事項のうち、即時視認の必要が高い項目を券面に記載。 ※その他はICチップに記録
- 永住者の在留カードの有効期間をマイナンバーカードなどと同様に変更
- 電磁的記録の取扱いに関する規定を整備

出入国在留管理庁ホームページ[令和6年入管法等改正法について] (出典) 出入国在留管理庁ホームページ[https://www.moj.go.jp/isa/content/001420065.pdf]

● 市民法務部

部長 永塚 崇洋

第1回 業務研修会

 $\boldsymbol{\mathsf{H}}$ **時**: 令和6年7月9日(火) 午後1時30分~午後3時30分

場 **所**:Zoom配信

講 師:県西支部 細井 研二

参加者:51名

内 容: 「遺言書作成の実務」

> 講師の豊富な知識と実務経験に基づいて、 遺言の基礎から法的論点まで、分かりやすく

詳細に、ご講義いただきました。



第1回 新入会員研修会

日 **時**: 令和6年7月25日(木)~26日(金)

場 所:水戸京成ホテル

師:茨城県人権啓発推進センター 人権相談員 平山 義明 様 講

增戸副会長、市民法務部一同、水戸支部 中村 祐治

参加者:29名

内 容:前回よりスケールアップした新入会員研修ですが、今回から事例研究を事前課題として追加しまし た。今回は参加者の方々も開始前から名刺交換をし、積極的に取り組んでいただいた印象がありま す。本研修で作った「同期の絆」を、今後の業務等に活かしてもらえたらと思います。

【新入会員研修会アンケート結果】

- とても有意義でした。特に2日目の実習は実務経験の浅い私たちにはとても勉強になりました。逆に1日目の 講義が、深さや言及する範囲がどうしても中途半端で、もったいなかっです。
- 研修内容、交流など全て素晴らしく、充実した時間を過ごせました。役員先生方、いろいろとありがとうござ
- 各講師の実体験含めた説明で、行政書士業務の理解が深まりました。参加者相互と講師との交流も出来、大 変有意義な研修でした。ありがとうございました。
- ありがとうございました!講師の先生方が、ご自身の経験に即した具体的な講義をして下さり、実践的な勉強 になったのはもちろん、大変感銘を受けました。私も先輩と言われるようになった際には、今回の研修の後輩 行政書士に教えられるようになりたいと思いました。なお、同じような名演ができる自信はありません 笑
- 基本的知識の習得ができたのでよかったです。講師の皆様による模擬相談実演は大変参考になりました。も し自分が対応していたらとどのように回答していただろうと想像しながら受講していました、ヒリヒリするよ うな緊張感を感じました。できればグループワークで我々も模擬相談をした後に講師陣の模範解答模擬相談 を見せていただくという研修の流れかあるとより良かったのではと思いました。人脈(縦、横、他士業の先生) ができたのは大きな財産です。
- 経験豊かな先輩方から実務のツボの数々を学ぶ事ができ、懇親会やディスカッションで同期との繋がりを作る 事ができ、充実した2日間でした。ご準備し、個性的なトークで私達の緊張をほぐして下さった役員の皆様あ りがとうございました。
- 2日間、大変お世話になりました。大先輩である先生方の実体験を聞くことができて、どの実務書を読むより

も参考になりました。また、細やかなお気遣いをいただいたお陰で、とても楽しく濃密な時間を過ごすこと が出来ました。本当にありがとうございました。

- とても良かったと思います。
- コンパクトでしたが、大変刺激を受けました。ホテルも綺麗で良かったです。
- 初日インプット、2日目アウトプットで、わかりやすく効率的な構成で、受講させていただく事ができまし た。ありがとうございます。最後に、質問の時間もいただき大変ありがたかったです。定款の効力発生時期 という、突拍子もない質問をしてしまいましたが、それは、私が普段取り扱っております就業規則との比較で、 疑問が浮かんだ質問でした。労使間トラブルがあった時、就業規則の効力が問題になる事があります。就業 規則は、作成施行しただけでは効力が発生せず、従業員に周知した時点で効力が発生します。(所轄労働基 準監督署に提出する義務がある場合でも、提出は効力とは無関係です)

諸手続きにおいて、定款の効力が問題になるケースは、ほとんどないと推測されます。メインの資料とは直 接関係ない事までお聞きしてしまい、大変失礼いたしました。

- 同期の方との横のつながりができたので、参加して良かったです。
- 限られた時間の中、業務にあたっての注意点や実体験の話が聞けて、とても有意義な研修会でした。また、 各講師の先生方に於かれまして、多忙な中資料のご準備等ありがとうございました。
- 自己研鑽はもとより、同業者の連携協力を得ることが業務の進展維持に必要な事であることを学びました。 大変有意義な研修でした。
- 同期の方と知り合えて良かったです。また、行政書士がやり方次第で食べていける職業だとわかりました。
- 知識を教えてくださるだけでなく、事前に課題を出し、それを調べある程度の(初歩的な)知識や不明点を 確認したところで、実際を想定した相談形式で教えてくださったことで、他にはないより実務的な研修で大 変勉強になりました。役員さん方の労力はたいへんだったと思います。本当にお疲れさまでした。それでも パワーが溢れていて人間として大きな方々だな、見習わなくてはと思いました。また同期の方々との親睦を 深める機会も作ってくださり、感謝しております。ありがとうございました。この研修を糧に日々精進して まいります。
- 多岐にわたる行政書士業務のうち、代表的なものについて短い時間でとてもよくまとめられた内容でした。 講義を受講するという受動的なのパートと、自分たちで話し合いをしたり発表をしたりする能動的なパート に分かれているところもとてもよかったです。2日目のグループ討議のトピックが全グループ同じであった ため、発表内容もとても似通ってしまったところが残念でした。トピックの選択肢がもっとあるとよかった のではないかと思います。
- 講師の先生方の経験からのお話は、とても参考になりました。研修会の進め方としては、とても良く、特に 2日目のグループ討議は交流を深めながら、貴重な意見を聞くことができました。充実した2日間を過ごす ことができました。ありがとうございました。
- 同期の結束という意味では有意義な時間だったと思います。
- とても充実した実りある二日間でした。たくさんの同期と会うことができ先輩方のお話しも聞くことができ てこのような機会を設けていただきありがとうございました。
- とても内容の濃い研修でした。失敗談的な話は、とても参考になりました。





● 会員指導委員会

委員長 竹内 崇

補助者研修会の開催について

補助者の皆様にはいままで補助者証の更新のために『新コンプライアンス研修会』を受講していただいておりましたが、日本行政書士会連合会主催『一般倫理研修』(行政書士会員のみ受講可能)の配信開始に伴う『新コンプライアンス研修会』終了のため、令和5年4月より補助者の方を対象にした別途本会主催の『補助者研修会』を開催することとしました。

なお、次回補助者証の更新のためにすでに『新コンプライアンス研修会』を受講されている場合には、改めて『補助者研修会』を受講する必要はございません。

また、『補助者研修会』の開催日時等については、24ページをご覧ください。

大切なお知らせ

1. 職務上請求書の購入について

職務上請求書購入日

職務上請求書払出日にのみ購入することができます。

原則毎月第1・3木曜日 午後2時~午後5時

近くは10/17・11/7・11/21・12/5・12/19となります。



購入方法

購入を希望される会員は、払出日までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書 (別紙様式第2号)※職印押印
- ②誓約書 (別紙様式第3号) ※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④一般倫理研修会修了証の写し
- ⑤認印 (郵送の場合は不要)

※注意事項※

- ・窓口で購入する場合には、行政書士証票をご提示ください。
- 会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- 代金は一冊1,100円です。(郵送の場合には、使用済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。)
- 新規で購入する場合には確認が不要なので、払出日以外でも対応いたします。

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による『使用済職務上請求書』の内容確認があります。

※不適正な使用・未記載等がある場合、**即日の払出しが出来ない場合があります**。

※郵送申込みの場合は、上記払出日に内容確認のうえ払出日の翌日に発送いたしますので、時間に余裕を持って お申込みください。

購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊まで

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2+2冊まで

保管方法

- 職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場 合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または廃棄してしまった 場合は、「顚末書」を提出いただきます。
- 書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに 保管してください。
- 登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

紛失・盗難された場合

- •【使用済みの職務上請求書の場合】 「顚末書」と使用済みであることを証明する帳簿(事件簿)の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告して ください。
- •【使用中の職務上請求書】 所轄の警察署へ届出するとともに、「顚末書」により本会事務局に報告してください。不正利用防止のため法務 局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

職務上請求書発送料金の変更について

令和6年10月1日より郵便料金の変更に伴い、職務上請求書の発送料金が値上げになります。何卒ご了承ください。

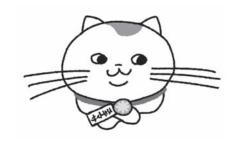
	~9/30	10/1~		
(新品1冊+確認済1冊)	1,270	1 500		
発送料金	1,270	1,500		
(新品2冊+確認済2冊)	1.720	2 100		
発送料金	1,730	2,100		

3. 会費滞納者及び法的措置対象者の公表について

本会の運営は、会員各位が納入された会費によって成り立っています。

しかし、一部の会員にあっては会費滞納に対する意識欠如のためか一向に改善努力も見られず、その対応に苦慮い たしております。このことは本会の事業遂行に大きな妨げとなることはもとより、適時納入義務を全うしている会員 との間に著しく公平を欠く要因となることから解決すべき一大案件であります。

そこで本会では、平成26年10月1日から施行されました「会費滞納者の公表に関する規程」を改正し、より厳しい 手段を講ずることにより、会費滞納の解消並びに滞納者ゼロを目指すこととし、平成28年12月20日開催の理事会にお いて提案、承認可決され、同日施行されておりますことをお知らせいたします。



令和 年 月 日

茨城県行政書士会 会長古川正美殿

> 登録(法人)番号 : 支 部 氏 名(法人名称):

> > 職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購入申込書

1. 購入部数(いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 ##	2冊	3冊以上	() ##
1 1111	∠ اااا	3 删 妖工	備考:所属する社員行政書士の数	
			()名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

- 2. 業務の種類(主たる取扱い業務を明記すること。)
- 3. 添付書類(添付するものに○をつけること。)
 - ①誓約書
 - ②使用済み職務上請求書の控え

〈添付しない場合の理由〉

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他 (顛末書により詳細な理由を記載すること)
- ③日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項に定める倫理研修を修了したことを証する書類

※以下は記入しないでください。

	,	- 1			
払出し番号				特記事項	
	I	I			
工字	申込書	誓約書	控え	払出履歴	
確認印					
印					

誓約書

私(達)は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(以下「職務上請求書」という。)」の購入及び使用に際し、 以下の事項を誓約します。

- 1. 私(達)が職務上請求書を取り扱う際の誓約
 - (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
 - (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載(記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。)は行いません。
 - (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
 - (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
 - (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出 その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職 務上請求書を速やかに返戻します。
- 2. 私(達)以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約
 - (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として 補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
 - (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
 - (3) 私(達)の使用人である行政書士又は補助者が、私(達)が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。
- 3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政 書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識し ます。
- 4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。
 - (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
 - (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日	付	令和	年	月	日	所属単位会	茨城会
登録(法	人)番号					会員番号	
氏名(法	人名称)						職印

〈以下、単位会記入欄〉

払出し管理番号			

● 封印管理委員会

委員長 佐藤 鉄也

封印受領証の購入について

封印受領証は、払出日にのみ購入ができます。

払出日時は、原則毎月の第4水曜日(該当日が休日の場合はその翌日)です。

令和6年度払出日時				
令和6年10月23日(水)	午後1時~午後3時			
令和6年11月27日(水)	午後1時~午後3時			
令和6年12月25日(水)	午後1時~午後3時			

【払出し申込みの方法】

購入を希望される会員は、払出し日までに当会所定の購入申込書の原本を事務局まで郵送くださいますよう、対応にご協力願います。 **FAX不可**

※購入申込書の様式は「本会ホームページ→会員専用ページ→各種手続(出張封印)→出張封印」 からダウンロードしてください。

【封印受領証の価格】

様式第5号 一冊(30枚綴り) 1,000円

(郵送の場合には、購入された封印受領証とゆうちょ銀行の払込取扱票を同封して<u>翌日に</u>郵送いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。)

【封印受領証の払出し冊数の制限】

個人会員…5冊まで

法人会員…5冊に加えて、本会に所属する社員行政書士人数×5冊まで

【令和元年度までに丁種会員名簿に登載された方について】

令和2年5月15日付茨行書第126号において通知しましたとおり、封印受領証は、様式第4号及び第5号の払出しを行ってまいりましたが、封印業務の効率化のため、本会が封印委託を受けているすべての運輸支局に対し、提出する封印受領証の様式を様式第5号に統一致しました。

従って、令和2年5月より様式第5号のみを払出し、茨城運輸支局においても様式第5号を提出することが可能となっております。

なお、現存する様式第4号については、継続して茨城運輸支局のみに提出可能です。様式第5号を使用する際は、会長名を古川正美会長に訂正の上、ご使用ください。

また、一度に保有できる最大冊数は、様式ごとに5冊とされておりましたが、様式第4号が無くなり、現に様式第5号を5冊保有されている場合は、新たに購入することはできませんのでご注意ください。

※丁種会員の皆さまにおかれましては、茨城県行政書士会封印業務の受託に関する規程、茨城県行政書士会封印管理委員会運営細則及び茨城県行政書士会自動車封印取扱内規をよくご確認の上、封印業務にあたっていただけますようお願いいたします。

通知・通達

◇令和6年5月30日	【市町村第166号】	「行政書士制度広報月間」の実施等について(通知)
◇令和6年6月7日	【日行連発第329号】	資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者 登録規程について(周知)
◇令和6年6月11日	【日行連発第342号】	行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について
◇令和6年6月13日	【日行連発第355号】	マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知の御協力のお 願いについて (依頼)
◇令和6年6月26日	【日行連発第408号】	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 の一部を改正する法律」の公布及び施行、制度の周知等につい て(依頼)
◇令和6年7月2日	【日行連発第438号】	道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則 の一部を改正する省令について(周知)
◇令和6年7月2日	【日行連発第445号】	公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律の公布・施行及び建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布について (周知)
◇令和6年7月3日	【日行連発第447号】	CCUS登録申請書コード表(改定) について(周知)
◇令和6年7月10日	【監第267-1号】	令和5·6年度建設工事及び建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の追加受付について(通知)
◇令和6年7月17日	【日行連発第524号】	農地の賃借手続等の一本化に係る周知と活用促進について(周知)
◇令和6年7月26日	【日行連発第557号】	令和6年度行政書士制度PR動画の公開について
◇令和6年7月30日	【日行連発第567号】	(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構の運用の変更に伴う内容について(周知)
◇令和6年7月30日	【日行連発第569号】	「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」の公表について(周知)
◇令和6年7月31日	【日行連発第574号】	令和6年能登半島地震に係る被災者支援のための無料電話相談 窓口の開設について
◇令和6年7月31日	【日行連発第576号】	令和6年能登半島地震に係る支援金及び義援金の募集期間の延 長について

※内容の詳細については、本会HP(https://ibaraki-gyosei.or.jp)をご確認いただくか、本会事務局宛までお問い合わせ下さい。



令和6年度「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業

受講無料

支援機関向け事業承継セミナー(実務編) 「事業承継支援のポイント」

本セミナーでは、商工団体職員や金融機関職員、これから事業承継支援に取り組もうとする士業の方などを対象として、事業承継に関する応用的な知識や、事例をもとにした事業承継計画策定のポイント・考え方についてお伝えします!

日 時 **2024年11月27**日(水)

講師

13:30~15:30

(開場:13:15)

会 場 茨城県市町村会館

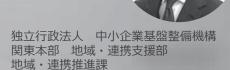
201会議室

(水戸市笠原町978-26)

定員 50名

対 象

- ●商工団体職員
- ●金融機関職員
- これから事業承継支援に 取り組もうとする士業の方



 中小企業アドバイザー

 佐々木
 一誠
 氏

Profile

中央監査法人(みすず監査法人)、あずさ監査 法人勤務を経て、2012年に会計事務所を開設。 中堅・中小企業への会計・税務支援のほか、事 業承継支援として、個別相談対応やセミナー講 師を務める。

2021年に中小機構の中小企業アドバイザーに就任。公認会計士・税理士・中小企業診断士

主催

茨城県産業戦略部中小企業課

.(准

茨城県事業承継・引継ぎ支援センター

お問い合わせ 事務局:株式会社常陽産業研究所

□TEL:029-233-6734 □FAX:029-233-6724 □E-mail: ibaraki_ma_challenge@joyobank.co.jp

お申込



この二次元コード、URLからお申し込みください。 もしくは、以下受講申込書を記入の上、事務局宛にFAXでお送り下さい。

https://h7.jir-web.co.jp/n/form/vdkb/NnB8aeyC3SS676z3vHDbW

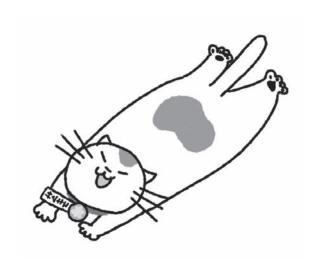
Q

「支援機関向け事業承継セミナー(実務編)」受講申込書 ^{事務局 株式会社常陽産業研究所 行} (FAX 029-233-6724)

会社·事業所名	役職名
参加者氏名	TEL
メールアドレス @	

- ※ 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっております。会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必ず事務局へご連絡ください。

補助者研修会 ※詳しくはP.17をご覧ください。						
研修内容	行政書士制度、行政書士法、職務上請求書 ておいていただきたいこと	等、行政書	書士事務所に勤める補	浦助者として知っ		
日 時	令和7年1月16日(木) 午後1時30分~午後3時30分					
場所	茨城県開発公社ビル 1階 会議室					
講師	本会会員指導委員					
対 象	補助者 ※会員の方は受講できません。					
受講料	無料定	員	23名			
申込方法	申込方法 メールまたはFAXまたはQRコード 本会事務局 FAX:029-305-3732 e-mail:info@ibaraki-gyosei.or.jp					
申込期限	開催日の1週間前まで 担	当	会員指導委員会			
参加申込 ※太枠の中を ご記入下さい	上記の研修会に申し込みます。 参加人数 補助者 名 会員氏名 補助者氏名 補助者氏名 補助者氏名 ※遅刻や早退・中途退室の場合には、修了証がお渡し、※この研修会は原則3か月に1回開催する予定です。 次回開催予定日は令和7年4月17日(木)です。	神	#助者番号 第 #助者番号 第 #助者番号 第 で予めご了承ください。	号 		



- 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- * 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- 研修会の無断欠席者が大変多くなっております。会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必 ず事務局へご連絡ください。

風俗営	業許可申請手続実務	务&フ	下当望	要求対応	研修会	
研修内容	風俗営業許可申請手続の実務について、経験豊富な講師に講義を戴きます。またそれに先立ち、風俗営業許可申請に限らず私達の業務の遂行にあたり必要である「不当要求対応」の基本的事項について、最近の反社会的勢力の動向などを交えて講義を戴きます。 (進行の都合上、講義の先後を変更する場合があります) ※参考資料として、茨城県行政書士会「新訂版 風俗営業許可申請・届出手引書」を使用致します。お持ちでない方は本会事務局において購入できますので(1部600円)、事前、または当日で購入ください。					
日 時	令和6年10月29日(火)		午後1日	時30分~午後3時3	0分	
場所	茨城県開発公社ビル 1階 中会議:	室				
講師	・許可申請手続 水戸支部:小野寺 裕一 (60分) ・不当要求対応 (公財) 茨城県暴力追放推進センター ご担当者様 (30分) ほか質疑応答・講師入退出など30分					
参 加 費	無料 ※手引書購入の場合は600円	定	員	60名(会員対象)		
申込方法	QRコードまたは本会ホームページ「研修会のご案内」 ※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます					
申込期限	令和6年10月22日(火)	担	当	保健風営部(第]	. 回)	

契約書作成の基礎						
研修内容	契約書作成業務における基礎知識を解説します。					
日 時	令和 6 年11月15日(金) 午後 1 時30分~午後 3 時					
場所	茨城県開発公社ビル 1階 中会議室					
講師	本会 市民法務部 副部長:鎌田 惇					
参 加 費	無料 定 員 48名(会員・補助者対象)					
申込方法 QRコードまたは本会ホームページ「研修会のご案内」 ※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます						
申込期限	令和6年11月8日(金)	担	当	市民法務部(第2回)		

- 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- ※ 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- ※ 研修会の無断欠席者が大変多くなっております。会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必 ず事務局へご連絡ください。

	身分系在留資格の概要(前半)						
研修内容	身分系在留資格(永住者、日本人の配偶者等、定住者など)の概要の解説とともに、「受任までの注意点」「面談時の注意点」「身元保証人」「預り証」などを解説いたします。身分系の在留資格は個別案件になることが多くあることから、体系的に広く学ぶことで、基礎的な知識の習得を目的としています。 ※質問がありましたら、事前に申込時にご入力ください						
日時	令和 6 年11月26日(火) 午後 1 時~午後 2 時30分						
場所	茨城県開発公社ビル 1階 中会議室						
講師	本会 国際部 担当副会長:橋本哲 本会 国際部 部長:佐藤雄太 本会 国際部 副部長:池田有美						
参 加 費	定 員 50名(会員対象)						
申込方法	QRコードまたは本会ホームページ「研修会のご案内」 ※申込した内容が入力したメールアドレスに届きます						
申込期限	令和 6 年11月20日(水) 担 当 国際部 (第 2 回·前半)						

	身分系在留資格の事例解説(後半)						
研修内容	前半の研修内容を踏まえた申請書類の作成方法や事例解説を行います。事前に募集した質問にもお答えいたします。 ※質問がありましたら、事前に申込時にご入力ください						
日時	令和6年11月26日(火)	令和6年11月26日(火) 午後3時~午後4時30分					
場所	茨城県開発公社ビル 1階 中会議室						
講師	本会 国際部 担当副会長:橋本哲 本会 国際部 部長:佐藤雄太 本会 国際部 副部長:池田有美						
参加費	無料	定	員	50名(会員対象)			
申込方法	QRコードまたは本会ホームページ「 ※申込した内容が入力したメールアドレスに届)ご案内」				
申込期限	令和6年11月20日(水)	担	当	国際部(第2回・後半)			

- 諸般の事情により、延期または中止になる場合があります。
- * 研修申込者数が定員に達した場合は、本会ホームページにてご案内いたします。
- 研修会の無断欠席者が大変多くなっております。会場・資料準備の都合上、欠席される場合には、前日までに必 ず事務局へご連絡ください。

研修内容	1 時間目 9:30~11:00 廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要 2 時間目 11:10~12:40 産業廃棄物処理業等の許可申請の実務 3 時間目 13:30~15:00 財務諸表に基づく経営分析 4 時間目 15:10~16:40 経営診断書作成の実務 *途中の入退室の場合は出席扱いにならず修了証を受領できませんのでご注意ください。 (遅刻されないようご注意ください。)							
研修効果	本研修を修了することにより、栃木県へ産業廃棄物収集運搬業の許可申請において、経理 的基礎を有しない場合に必要となる経営診断書を作成提出できる行政書士になることがで きます。							
日 時	令和6年11月27日(水)		午前91	時30分~午後5時				
場所	コンセーレ 2階 アイリスホール 栃木県宇都宮市駒生1-1-6			回法回 地図はこちら 回答				
講師	栃木会理事							
参加費	10,000円(当日現金払い)	定	員	先着20名(会員のみ)				
申込期限	令和6年10月25日(金)	資	料	当日受付にて配布				
申込方法	本会ホームページ「研修会のご案内」からお申込み下さい。 メールまたはFAXまたはQRコード 本会事務局 FAX:029-305-3732 e-mail:info@ibaraki-gyosei.or.jp							
注意事項	本会事務局 FAX:029-305-3732 e-mail:info@ibaraki-gyosei.or.jp ・受講の可否については、申込締切後、茨城県行政書士会事務局よりFAXまたはメールにてご連絡いたします。 ・全ての科目を受講した方のみ、栃木県行政書士会から修了証が発行されます。 ・修了証の有効期間は5年間です。修了証の有効期間は、修了証の交付日が属する事業年度の翌事業年度から起算して5年後の事業年度終了の日までとし、当該期間内に修了証の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。 ・受付にてお支払いされた受講料は一切返還いたしません。 ・本人確認のため、受付にて行政書士証票(運転免許証または写真入りの個人番号カードのご提示を求める場合があります)をご提示ください。 ・受講に関しては、栃木県行政書士会研修担当者の指示に従ってください。(指示に従わないことにより、受講の拒否や修了証の配布の拒否等の措置を受けても異議を申し立てることはできません) ・栃木県行政書士会の都合により、開催日や開催場所が変更または中止になる場合があります。 ・受講申込書をご提出いただいても、申込者数等により、受講できない場合がございます。 ・都合により受講ができなくなった場合には、必ず茨城県行政書士会事務局にご連絡ください。 ・次頁の補足についてもご確認ください。							

栃木会主催 令和6年度産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会につきまして、 下記のとおり補足いたします。

1. 産業廃棄物収集運搬業許可に求められる経理的基礎

- ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第5項第1号
 - ・・・申請者の能力が・・・環境省令で定める基準に適合するものであること。
- ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

上記の規定による環境省令で定める基準は次のとおりとする。

第10条第2号口

産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

- ○環境省令 平成12年9月29日衛産第79号
 - 第1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可について
 - 4. 経理的基礎 (1)~(6)に定めている

2. 経理的基礎を有しない場合の対応

(1) 環境省令 上記省令の4(6)⑤

経理的基礎を有さないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること。

- (2) 日本行政書士会連合会(以下 日行連)の対応
 - ○平成22年 環境省担当課と日行連が協議

行政書士の作成によるもので構わない旨の口頭回答を得るも、当該案件の裁量権は各自治体にあり、統一した 指導は困難との回答

- ○平成24年11月12日 日行連発第1059号
- ○平成25年11月18日 日行連発第893号

いずれも、行政書士による診断書作成が認められていない各単位会は各自治体に働きかけてほしい旨の通知

- (3) 栃木県の対応
 - ○直前の事業年度が債務超過であり、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合

中小企業診断士、公認会計士、税理士又は行政書士(行政書士は、栃木県行政書士会の行う産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会修了者で、当該許可申請書の作成又は申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士に限る。)が作成した診断書類並びに当該診断書類に基づく改善策を記載した書類を提出。

(栃木県 産業廃棄物収集運搬業許可に係る審査基準 P5より)

- ○当初、行政書士は認められていませんでしたが、栃木会の働きかけによって研修を受講した行政書士は作成することができるようになりました。
- ○また、税理士も作成することができるようになっています。

3. 栃木県の研修会参加可能になった経緯

- ○主に栃木県に隣接する事業者から栃木県の許可取得を依頼された茨城県の会員より、茨城県の行政書士が診断書類 を作成できないのは不便・不合理であるとの申出がありました。
- ○本会の環境部で協議した結果、栃木会に茨城県会員もこの研修会に参加させてもらいたい旨の申し出をおこないました。
- ○栃木県側では、研修受講者は栃木県会員のみとの立場は取っていませんでした。
- ○栃木会で協議し、栃木会に限らず他県の会員にも研修会参加を認めることになり、平成27年9月18日に茨城県会員がはじめて受講し、現在78名に修了証が交付されています。
- ○今回で、茨城県会員向けは10回目となります。
- ◎なお、修了証に5年間の有効期間が設けられています。

修了証の更新には、有効期間内に新規受講者と同じく特別研修会を受講する必要があります。

また、すでに修了証を交付されている皆様も同様に有効期間が設けられていますので、お手元の修了証をご確認ください。

水戸支部

国会・警視庁・日本銀行訪問

6月7日(金) に水戸支部で、衆議院議員の田所嘉徳先生へ表敬訪問と警視庁、日本銀行、国会議事堂の 見学をしました。

まずは、衆議院第一議員会館において田所嘉徳先生への表敬訪問の機会をいただき、大変貴重な時間を過 ごすことができました。田所先生は本会の顧問でもあり、また我々と同じ行政書士の仲間でもあり、政治の 世界で豊富な経験を持つ方であり、直接お話を伺うことができたことは、私たちにとって非常に有意義なも のでした。田所先生との会話を通じて、政治の重要性とその影響力を改めて認識しました。先生のような献 身的な議員の方々が、私たちの生活を支え、より良い社会を実現するために日々尽力していることに深い敬 意を感じました。今回の表敬訪問を通じて、政治への関心が一層高まりました。このような貴重な機会を与 えていただき、心から感謝いたします。





次の警視庁訪問では日々の治安維持のための取り組みや警察業務の裏側を知ることができました。警視庁 の見学ツアーでは、さまざまな部門の説明を受け、警察官の日常業務や捜査活動の実際について詳しく学ぶ ことができました。特に、最新の技術を駆使した犯罪捜査の取り組みについての説明は非常に印象的でした。 実際の装備品や施設を見学することで、警察官たちがどのようにして市民の安全を守っているのかを具体的 に理解することができました。また、警視庁の職員の皆さんが熱心に業務に取り組んでいる姿を目の当たり にし、その責任感とプロフェッショナリズムに感銘を受けました。訪問を通じて、治安維持の重要性と警察 官の使命感を改めて感じることができました。



午後は、日本銀行を訪問し、日本の金融政策の中心となる 機関を直接見学することができ、大変貴重な経験となりました。 日本銀行の建物は歴史的な趣があり、内部は重厚な雰囲気が 漂っていました。見学中に、日本銀行の役割や金融政策の重 要性について学ぶことができました。訪問を通じて、日本経 済の安定を支える重要な機関の役割を改めて実感しました。





最後に、国会議事堂を訪問し、日本の政治の中枢を間近で見ることができたことは非常に貴重な体験でし た。政治への関心が一層高まりました。訪問を通じて、民主主義の運営と国民の代表者としての議員の責任 を改めて実感しました。







(参加者代表 水戸支部・檜山 拓也)

水戸市民会館主催事業 水戸キャンパス100

 \Box **時**:①令和6年6月14日(金) 午後7時~午後8時30分

> ②令和6年6月15日(土) 午後2時~午後3時30分

③令和6年6月18日(火) 午後2時~午後3時30分

場 **所**:①水戸市民会館 中会議室303·304

②水戸市民会館 中会議室303・304

③水戸市民会館 中会議室301

参加者: ①32名

②30名

③26名

容:①「相続のキホン」 内

> 講師 磯野 敦義 水戸支部副支部長

②「行政書士とは何をする人ぞ」 講師 久保 朋央 水戸支部支部長

③「遺言書のキホン」 講師 磯野 敦義

水戸支部副支部長

昨年の10月、好評を博しました「水戸キャンパス 100」での水戸支部の公開講座。この6月には、さ らにパワーアップして3回にわたって開催されまし た。

第1回目は、6月14日(金)に「相続のキホン」 というテーマで、磯野 敦義 先生に講義していただ きました。誰もが心配される相続の説明という事も あり、多くのご参加がございました。初歩的な内容 から丁寧に説明がなされ、参加された皆様のお役に 立てたことと思われます。

第2回目は、6月15日(土)に「行政書士とは何 をする人ぞ」というテーマで、久保 朋央 先生に講 義していただきました。この講座は、行政書士とい う仕事を多くの人に知っていただこうという趣旨で 開講され、行政書士の資格の取得方法から仕事内容 まで、丁寧に解説していただきました。久保 朋央 先生の一日の仕事内容なども紹介され、リアルな行 政書士業を知るための一助となる内容でした。他の 2講座と異なり若い受講者が多く散見される中、行 政書士を目指す方々の参考になったと思われます。

第3回目は、6月18日(火)に「遺言書のキホン」 というテーマで、磯野 敦義 先生に講義していただ きました。こちらも関心の高いテーマということも あり、受講された方々は真剣に聞いていらっしゃい ました。詳細なテキストと分かりやすい解説に、参 加された皆様にはご満足いただけたことと存じます。

今後も水戸支部では、公開講座「水戸キャンパス 100」を通して、様々な情報を発信していきたいと 考えております。



講師 磯野 敦義 水戸支部副支部長



久保 朋央 水戸支部支部長



相続のキホン



行政書士とは何をする人ぞ



遺言書のキホン

令和6年度「第1回業務研修会」

時: 令和6年7月11日(木) \Box

午後6時30分~午後8時

所:茨城県水戸生涯学習センター 大講座室

参加者:27名

容: 内

「事例で学ぶ入管業務入門編~知識ゼロから入管業 務を考えてみる~」

講師 中村 祐治

本会法教育推進委員長

令和6年度「第1回業務研修会」が、茨城県水戸 生涯学習センターにて開催されました。

今回のテーマは「事例で学ぶ入管業務 入門編~

知識ゼロから入管業務を考えてみる~」で、本県の 申請取次業務の第一人者としてご活躍されていらっ しゃる中村 祐治 先生に講義をしていただきました。 ストーリー仕立ての具体的な事例が用意され、そ れを通して、入管業務にかかわる様々な問題点の解 説がなされました。中村 祐治 先生のご経験を交え た解説は、実践的で分かりやすく、とても参考にな りました。また、豊富な資料も配布され、こちらに も丁寧な説明をしていただきました。学ぶことの多 い感動的な講義で、参加された先生方の大いなる力 になったと思われます。

ありがとうございました。



中村 祐治 本会法教育推進委員長



真剣に解説を聞いております。



素晴らしい研修会でした。

※水戸支部では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じたうえで、管轄の全ての市と町において、 無料相談会を実施しております。

(通信員 宇野 雅彦)

県南支部

第2回 理事会

日 **時**: 令和6年7月20日(土)

午前10時~午前11時45分

所:かすみ公民館(阿見町)

参加者:15名

題: 課

【協議事項】

①第2回業務研修会の詳細について 業務部長より資料に基づき説明がある。

②令和6年度制度広報月間の件、および備品・ノベ ルティ必要数の確認について

業務部長および担当理事より資料に基づき説明が ある。必要事項につき意見を求め、例年通りの進 行を確認した。

③土浦市産業祭について

業務部長および担当理事より、資料に基づき説明 がある。配布物は昨年の倍数用意することとする。

④第3回業務研修会(合同研修会兼懇親会)につい

業務部長より資料に基づき説明がある。研修の目 的、方向性、実施方法などについて意見がある。 開催を前提とし、水戸支部との間で検討を進めて いくこととする。

⑤研修講師謝金にかかる規程、ないし運用の一部見 直しの提案について

業務部長より、資料に基づき説明がある。特に規 程はないので、改めて協議する。

【報告事項】

- ①今後の業務研修等の案内方法の追加について、業 務部長より報告があった。
- ②研修旅行の準備進捗状況について、担当理事より 報告があった。
- ③令和6年度「支部ホームページ」の運用状況につ いて報告があった。



意見を交わす理事一同

業務研修会 第1回

 $\boldsymbol{\mathsf{B}}$ **時**: 令和6年7月20日(土)

午後1時30分~午後3時30分

所:かすみ公民館(阿見町)

講師名:「第1部 無料相談会事例報告と解説~

相談員養成を踏まえて~」

「第2部 支部常設無料相談会相談員の

募集要項説明」

支部理事 小野寺 大介、池田 有美、

髙谷 真一

参加者数:50名

容: 内

今回の研修は、第1部として過去に行われた無料 相談会での相談内容と回答例を紹介し、相談員とし ての心得・留意事項に基づいて解説を行いました。

続く第2部では、支部常設無料相談会相談員の募 集要項を説明し、研修終了後には相談員希望申し込 みを受け付けました。

途中、日本赤十字社茨城支部の照山哲司様、荒川 公太様にもご登壇頂き、遺言書による赤十字への寄 付について資料を交えて解説して頂きました。

第1部では、実際にあった事例をもとに相続や遺 言の典型的な相談を中心に講義が行われました。

典型例と言えども、丁寧なヒアリングを行いポイ ントをおさえた回答が必要であること、具体的にど ういった事項が要所となるのかについて解説があり ました。特に相続や遺言書に関する相談では、相談 者の半端な知識が勘違いに繋がっている場合や、問 題が客観視出来ていないケースも多く見受けられま す。そのため、表面的な相談内容だけではなく、相 談の背景を知り、相談者の真意を読み解く必要性が あるということが非常に大切です。また、ただ回答 するだけではなく、受け答えや説明の仕方の工夫に よって相談者の満足度も大きく変わってきます。

また、相談会では当然相続・遺言書以外の行政書 士業務についても相談を受ける可能性があります。 研修では、法人設立と帰化申請・永住申請を取り上 げ解説しました。行政書士の業務全ての知識を網羅 することは現実的ではありませんが、代表的な業務 については最低限の知識を身につけ、相談を受けら れるようにしておきましょう。

さらに、行政書士であれば必ず知っておかなくて はならないのが業際問題です。士業の違いを良く理 解出来ていない相談者は多く、行政書士の立場では 答えられない相談をされるケースがあります。言わ ずもがな、活躍の場を見出そうとするあまりに相続 登記や税務相談、紛争処理などに首を突っ込むよう な行為は厳に慎まなくてはなりません。ただ、その 時にただ専門外であると突っぱねるのではなく、相 談者に正しい案内を行い、他士業へ繋ぐというのも 重要な役割だと言えます。

講義は資料にも工夫を凝らし、受講時は相談の回 答例を隠した資料を配布し、講義終了後に回答例を 記載した完成版を持ち帰る仕様としました。受講者 は自分が相談者として相談を受けている気持ちで、 それぞれのケースに自分だったらどう答えるか思案 を巡らせていました。

最後に、業歴や相談員歴に関係なく、行政書士で あれば誰しも考えなくてはならない問いを投げかけ、 講義は終了しました。

講義終了後、相談員希望者は希望する相談会場と 自らの連絡先を申込用紙に記入し、退場しました。 今回の講義での学びを活かし、優秀な相談員として 今後活躍してくれることを期待しています。

(通信員 北野 早紀)



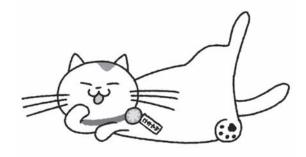
リアルな事例をもとに解説



熱弁する小野寺先生



日本赤十字社茨城支部 照山哲司様、荒川公太様



メ 部たより

令和6年度11月開催 水戸支部・県南支部 合同業務研修会の開催について

会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

掲題の研修につきまして、下記の通り開催することになりましたので、ご案内申し上げます。

この度は、水戸支部と県南支部の合同業務研修会を行います。自由討論形式で、事務所運営や業務について、疑問に思っていることなどを自由に質問することができます。支部を超えた会員同士の交流ができますので、奮ってのご参加をお待ちしています。

記

1. 口 时 中和 0 平11月29日(並) 下後 2 時 ² 下後 4 時 30	1. 日	時	令和6年11月29日(金)	午後2時~午後4時30
---	------	---	---------------	-------------

2.場 所 水戸市民会館 中会議室303及び304

茨城県水戸市泉町1丁目7-1

水戸駅からバスで約4分「泉町1丁目」下車、近隣にコインパーキングあり

(施設には駐車場がありませんので、各自でお願いします)

3. 研修題目 「フリートーキング」

業務に精通している行政書士が、役所での審査のポイントやマニュアルに載っていない内容などを、様々な角度からお話いたします。

【水戸支部: 久保支部長、出澤業務部長(兼税理士)他】

【県南支部:石井支部長、髙谷業務部長、池田業務副部長 他】

4. 申 込 先 【水戸支部】 Eメール tachikioffice310@gmail.com(立木)

【県南支部及び他支部】 Eメール kennan.kenshu@gmail.com (池田)

(やむを得ない場合はFAX可:029-307-8284)

5. 参加費 水戸支部·県南支部:無料/他支部:500円

懇親会費 別途実費 (5,000円前後を予定、市民会館近郊を予定、17時開始)

※懇親会の会場が決まり次第、参加者に別途ご連絡致します

6. 定 員 40~50名(水戸支部·県南支部 会員優先)

7. 申込期間 11月4日(月)~11月22日(金)

参加申込書

私は令和6年度11月開催 水戸支部・県南支部合同業務研修会に参加を申し込みます。

		令和6年	月	日
事務所住所	支 部			
会 員 名	携帯電話			
E メール				
懇親会への出席 (どちらかを選択願います)	希望する	・・希望し	しない	

県西支部

県西支部 令和6年度 第1回理事会について

B 時:令和6年6月8日(土) 午前10時~正午

場 所:野本電設工業コスモスプラザ (三和地域交流センター) 会議室

参加人数:14名

去る6月8日、県西支部令和6年度第1回理事会が開催されました。

議題①:今後の支部事業について

- ・研修会の実施について
- ・支部研修旅行の計画について
- ・会則の改正について
- ・ 表敬訪問時期の確認
- ・支部総会の改善点について

議題②:報告事項

- ・前回理事会での検討事項について
- ・本会からの報告事項

増戸支部長を中心に、理事同士で喧々諤々の議論が交わされました。



理事同士でしっかりと話し合いが持たれました

翌月の第1回業務研修会に向けて、支部会員の皆さんが参加しやすいような取り組みが話し合われ、資料代と交流会の食事代として500円のワンコインで参加できるようになりました。支部研修旅行についても、今年度は日帰りの東京旅行とすることで気軽に参加しやすくなりました。

会則の改正については、退会された方への慰労について慎重な議論が重ねられ、本会とは別に支部独自で何らかの慰労の意を表する方向で検討していくことになりました。

昨年度も行われた各市町村への表敬訪問について、

今年度は行政書士の業務や市町村への貢献を十分に伝えられるよう入念な準備を以て臨むことが担当理事へ 共有されました。

支部総会については、議事運営や費用について改善点が話し合われました。

県西支部 令和6年度 第1回業務研修会・意見交換会について

日 時: 令和 6 年 7 月27日(土) 午前10時~午後 2 時

講義内容:第1部「公証人から見た遺言作成の注意点その他公証人の業務」

講 師:下館公証役場 菅原武志公証人

第2部「都計法及び再生資源の屋外保管に関する最近の改正情報」

講 師:中林 章裕理事

場 所:県西生涯学習センター **参加人数**:37名(意見交換会 20名)

7月27日には、県西支部令和6年度第1回業務研修会・意見交換会が開催されました。

はじめに増戸支部長より、研修会の挨拶がありました。今まで公証人の方に直接講義をしていただく機会



がなく、公証人の方の立場から遺言や定款作成時の注意事項などについてお話いただけるということから、 実務に即した研修になるだろうというような話がありました。

第1部「公証人から見た遺言作成の注意点その他公証人の業 務」では、地元下館公証役場の菅原公証人が講師を務めて下さ り、公証人の業務概要とともに、遺言作成における具体的な注 意点や付言事項の記載等についても詳しく説明がありました。 また会社設立時における定款作成時の注意点についても説明が ありました。

遺言作成は行政書士の代表業務の一つであり、近年「終活」 への興味関心も高まっていることから需要の見込まれる業務で もあります。遺言の種類、法的効力、遺言執行のプロセスなど の基本原則から、実際の事例を交えながらわかりやすく解説さ れ、参加者からの質問にも丁寧に回答して頂きました。

第2部「都計法及び再生資源の屋外保管に関する最近の改正



講師の菅原武志公証人

情報」では県西支部の中林理事が講師を務め、主に今年4月から始まった再生資源の屋外保管に関する県条 例の既存屋外保管事業場届出書について説明がありました。この届出に関しては、施行期間が施行から6か 月間と短く、情報も少ないことから業務に際し疑問を持つ会員もおり、県との協議から作成した図面や資料 を用いて、具体的な対応策についての説明など、中林理事の持つ情報の開示により、有意義な講義となりま した。

質疑応答の時間では、中林理事が一つ一つ丁寧に答えました。



講師を務める中林理事

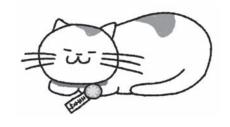


超満員の会場では参加者が熱心に聞き入りました

研修会後はお弁当を囲んで意見交換会が執り行われました。支部会員同士それぞれの業務における課題 や改善点について話しながら、増戸支部長を中心に意見交換が行われ、新しい視点やアイデアが共有され ました。

県西支部では今年度も支部の発展に向け、研修会、視察研修会や広報活動など様々な行事を行ってまいり ます。支部会員の皆様におかれましては、ぜひ奮ってご参加ください。

(通信員 鈴木 智絵)



県北支部

令和6年度「第1回理事会」

日 **時**: 令和6年6月22日(土)

午後2時~午後3時

所:ホテル テラス・ザ・スクエア日立

参加者数:14名(新入会員3名含む)

令和6年度第1回県北支部理事会がホテル テラ ス・ザ・スクエア日立で開催され、下記の事項に ついて報告並びに協議が行われました。今回は新入 会員3名の先生方(吉成幸男先生、市野沢卓見先生、 石川将史先生)が出席され自己紹介をしていただき ました。県北支部では、年々会員数が減少しており ますが、3名の先生方には支部の行事等に積極的に 参加をし、県北支部を盛り上げていただきたいと思 います。



理事会の様子

題:

【審議事項】

- ・令和6年度活動計画について
 - ①広報月間対応
 - ②研修旅行
 - ③賀詞交歓会
 - ④業務研修会

【報告・連絡事項】

- ①各委員会からの報告
- ②無料相談会状況について:日立市、東海村
- ③令和6年度理事会開催予定日:9月7日、12月7日、3月22日
- ④本会の動きについて
- ⑤新入会員紹介
 - · 吉成幸男先生 · 市野沢卓見先生 · 石川将史先生

理事会終了後、別室にて懇親会が開催されました。新入会員3名の先生方も出席され、親睦を深めること ができ有意義な時間を過ごすことができました。



懇親会の様子



左から石川先生、 市野沢先生、



懇親会の様子2

日立市行政書士無料相談会

時:令和6年7月10日(水) 日

午後1時~午後4時

場 **所**:日立市役所2階相談室

参加者数:6名(相談者数)

県北支部では毎月第2、第4水曜日に、日立市役所において無料相談会を実施しております。 相談時間は1人30分で6名の相談者を2人の担当の先生で対応しております。日立市役所の担当職員の話に よりますと、当相談会は大変好評を得ており、受付初日の数時間で月2回分 計12名の相談者の予約が埋まっ ている状況ということです。このような現況を踏まえ市役所の担当職員から回数増の要望があり、現在協議 をしているところです。無料相談会を通じて行政書士の業務に対し、今後ますます関心をもっていただけれ ばとてもありがたいことだと思います。



市役所2階の相談会室



担当の大和田支部長

(通信員 茂又 義徳)

鹿行支部

役員会 鹿行支部

 \Box **時**: 令和6年6月6日(木)

午後4時~午後5時30分

場 所:鹿嶋市立中央公民館

出席者:5名

題: 議

(1) 審議事項

第1号議案 令和6年度研修会について

第3号議案 無料相談会について

第4号議案 忘年会について

第5号議案 鈴木昌美先生黄綬褒章受章記念に 関して

第6号議案 久米崇之先生に関して

(2) 報告事項 ①会員の動静

総会終了後最初の役員会を開催しました。令和6 第2号議案 令和6年度支部研修旅行について 年度の支部の事業について審議しました。黄綬褒章 を受章された鈴木昌美先生の祝賀会、5月に退会され た久米崇之先生の感謝状についても話し合いました。



役員会の様子

令和6年度 鹿行支部 第2回理事会(政連幹事会)

 \Box **時**: 令和6年6月12日(水)

午後3時30分~午後5時

所:鹿嶋市中央公民館 研修室301

出 席 者:12名

題: 議

(1)審議事項

第1号議案 令和6年度研修会について

第2号議案 令和6年度支部研修旅行について

第3号議案 無料相談会について

第4号議案 忘年会について

第5号議案 鈴木昌美先生黄綬褒章受章記念に

関して

第6号議案 久米崇之先生に関して

(2) 報告事項

①会員の動静

②各市政報告(市議会議員)

③その他

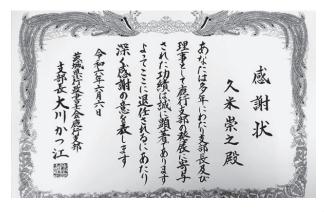
令和6年度に入って初めての理事会を開催しました。 特に本年度の支部研修旅行のテーマについて、元日 に起きた能登半島地震を踏まえ昨年の防災研修に続 き、東日本大震災による福島県の復興状況を研修視 察先として決めていきました。その他の協議事項に関

しても、活発なる意見のもと方向性が決まりました。



大川支部長の挨拶

長年支部の役員としてご尽力いただいた久米先生 に対し、感謝状を贈りました。



鹿行支部 役員会

日 時: 令和6年7月18日(木)

午後3時30分~午後5時

場 所:イオンショッピングセンター2F珈琲館

出席者:5名

議 題:

(1)審議事項

第1号議案 令和6年度支部研修会について

(開催日・内容)

第2号議案 令和6年度支部親睦(研修)旅行

について (催行日)

第3号議案 忘年会 第4号議案 その他

(2) 報告事項

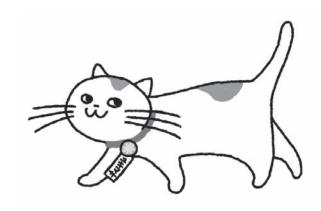
- ①令和6年度広報月間中における無料相談会の 開催について
- ②鈴木昌美先生黄綬褒章受章祝賀会について

役員会を開催しました。理事会で決まった内容等 について、具体的な進め方などを話し合いました。



連日の暑さを暫し忘れ、涼しいところで会議をしました

(通信員 青山 里美)



令和6年度 日本行政書士会連合会定時総会 第44回日本行政書士政治連盟定期大会

日 **時:**令和6年6月19日(水)午後1時~

20日(木) 午後 0 時30分

所:東京會舘 3階 ローズ

参加者: 國井名誉会長、古川会長、嶋田副会長、

木村副会長、増戸副会長、

石井県南支部長、大和田県北支部長

定時総会:第1号議案 令和5年度事業報告

第2号議案 令和5年度決算報告

第3号議案 日本行政書士会連合会役員

選任規則の一部改正

第4号議案 令和6年度事業計画

第5号議案 公益社団法人コスモス成年

後見サポートセンターへの

寄付金支出について

第6号議案 令和6年度予算

第7号議案 役員の補欠選任

定期大会:第1号議案 令和5年度運動経過報告に

ついて

第2号議案 令和5年度決算報告につい

第3号議案 日本行政書士政治連盟規約

の一部改正について

第4号議案 日本行政書士政治連盟役員

選任規則の制定について

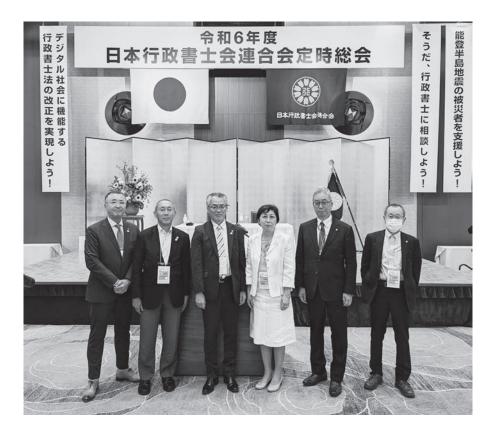
第5号議案 令和6年度活動方針につい

第6号議案 令和6年度収支予算につい

7

第7号議案 役員の選任について

なお、議案書・質問書等の関係資料を閲覧希望の 方は事務局までご連絡下さい。



大洗町長選挙 茨政連推薦候補者

選挙結果報告



誠におめでとうございました ご当選

大洗町長選挙結果報告

本連盟推薦候補者の結果について報告いたします。ご当選を心よりお祝い申し上げますとともに、ご活躍を お祈りいたします。

告示日:令和6年8月27日

○國井 (くにい ゆたか) 無 現当2





推薦状交付 令和6年8月8日



出陣式 令和6年8月27日

※推薦状については令和6年7月29日(月) に常任幹事会書面決議において、全会一致で決定したものです







会員の皆様のご支援を今後も賜りますようお願い申し上げます。

八千代町長選挙 茨政連推薦候補者

選挙結果報告



ご当選 誠におめでとうございました

八千代町長選挙結果報告

本連盟推薦候補者の結果について報告いたします。ご当選を心よりお祝い申し上げますとともに、ご活躍をお祈りいたします。

告示日:令和6年8月6日





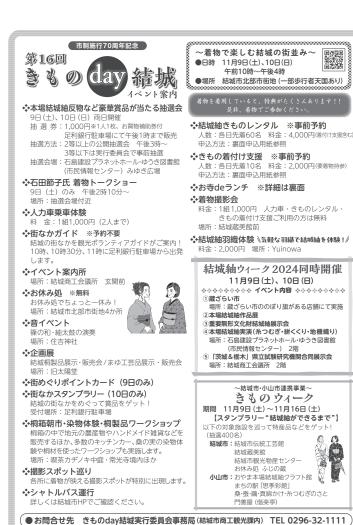
茨城新聞 令和6年8月7日

会員の皆様のご支援を今後も賜りますようお願い申し上げます。

きもの姿で結城のまちを散策しませんか?

11月9日(土)、10日(日) に恒例の「きものday結城」が開催されます。毎年、国内外から多くの着物ファンが城下町「ゆうき」に集います。

結城紬のきものレンタルや着付け支援もあります。是非、「わたしの着物自慢」をしてみて下さい。 本場結城紬反物などが当たる抽選会や人力車乗車体験、染め物体験、桐製品ワークショップなど 各種イベントも盛りだくさんで終日楽しめます。





R6きものdavポスター

9日(土) は、いばらき観光マイスター S級の私が街なかガイドを務めます。 10日(日) も他のボランティアガイド がご案内いたします。

皆さんのお越しをお待ちしております。



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター茨城県支部からのお知らせ (コスモスいばらき)

「エンディングノートの書き方講座」の開催

- 1 期 日 令和6年6月28日(土) 13:30~
- 2 場 所 大子町役場2階 大会議室
- 3 受講者 約20名
- 4 概要 大子町役場にて、「エンディングノートの書き方講座」が開催されました。

(主催:大子町消費生活センター) オリジナルエンディングノートを題材に、原田支部長が成年後見や介護、相続、遺言等について受講者に分かりやすく解説をしました。



会場の様子

コスモス入会前研修の開催

令和6年7月28日、8月4・18・25日、9月1日(いずれも日曜日) コスモス成年後見サポートセンター茨城県支部主催で、ZOOMを使用した当法人の入会前研修を開催しま した。



入会前研修の様子

第31回 全国女性行政書士交流会 in いしかわ

7月7日(日) 石川県金沢市で開催された「第31回全 国女性行政書士交流会inいしかわ」に参加しました。

北海道から沖縄まで30の都道府県から、30代から最高 年齢90歳の方まで総勢110名の女性行政書士が集う盛大 な交流会でした。

茨城会からは、増戸美幸副会長、柴田香里総務部副部 長、広報・監察部副部長大嶋薫が出席しました。

第1部は開催実行委員会「さくら会」大森千歌子会長 のご挨拶に始まり、馳浩石川県知事、村山卓金沢市長、 日本行政書士会連合会常住豊会長、石川県行政書士会向 井降郎会長と祝辞が続きました。



実行委員会「さくら会」大森千歌子会長

次に、令和6年能登半島地震の報告があり、被災の状況が語られ、インフラの整備の遅れなどまだまだ復 興が進まない現状を知りました。

そして、社会学者の上野千鶴子先生の基調講演は、「未来に向けて」~しなやかに生きていく私へ~と題 して、日本のジェンダー・ギャップ指数の世界順位が大変低く、主要先進国の中で最低である事を、数多く の統計的事例を示しながら説明されていたこと、また、行政書士会での女性活躍の状況についても考察され、 さらには老人問題と多岐にわたり、改めて考えさせられた講演でした。

第2部の「加賀豊年太鼓保存会」の皆様による源平魔除太鼓と歓迎祝い太鼓の迫力には胸を打たれ、続く 単位会毎の自己紹介では、個性豊かでパワー溢れる方達から勇気と元気をもらいました。

翌日8日(月)は、希望者が小松市にある「ゆのくにの森」へバスで行き、金箔はり体験や友禅型染体験 など伝統工芸体験を楽しみました。

能登半島地震からの復興が遅れる中においても、このような盛大な交流会を開催して下さった石川県「さ くら会」の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。

(広報・監査部副部長 大嶋 薫)



社会学者 上野千鶴子先生



盛会でした



茨城会の参加者

HHH

第9回 - 人★インタビュー Season2

県北支部 那珂市 飛田行政書士事務所 ~飛田 宏道先生インタビュー

本日は県北支部理事で那珂市にあります飛田宏道先生の事務所にお伺いしましてお話を 聞いてまいりました。 (聴き手 通信員 茂又 義徳)



事務所にて

【通信員茂又】本日はよろしくお願いします。飛田 さんとは理事会や懇親会等でよくお会いして気心 が知れていると思いますので、気軽にいろいろお 話できるのを楽しみにしておりました。

【飛田先生】よろしくお願いします。茂又先生には理 事会等で何かと気にかけて頂き感謝しております。 【**通信員茂又**】早速質問させていただきますが、ま ず行政書士になったきっかけをお伺いします。

【飛田先生】私の父が長年行政書士として事務所を 営んでおり、業務の多忙に伴い補助者として手伝 いを始め、その後試験を経て行政書士となり今に 至ります。

【通信員茂又】なるほどそうでしたか。主に取り 扱っている業務はなんでしょうか?

【飛田先生】茨城運輸支局にて自動車登録業務と関 連して各警察署への車庫証明申請も行っておりま す。自動車ディーラーや中古自動車販売店からの 依頼がほとんどです。

【通信員茂又】この業務に関して苦労されることは 何でしょうか?

【飛田先生】自動車ディーラーや中古自動車販売店 の場合、販売したお客様への納車日がありますか ら、依頼を受けた際にはそれに合わせて動かなく てはいけないことでしょうか。また運輸局よりナ

ンバーと封印をもらってきて行う出張封印も行っ ておりますが、現地でのナンバーの取り外しでビ スが特殊なものや錆びていてなかなか取れないな ど行った先でのイレギュラーもいろいろあります。 さらに自動車販売の繁忙期になりますと業務量が 一気に増えますので、事前準備に毎日夜遅くまで 仕事しております。

【通信員茂又】話には聞いていましたが、いろいろ 忙しそうですね。行政書士として大切にしている ことはありますか?

【飛田先生】そうですね、他の行政書士の先生方も 皆そうだと思いますが誠実にと正確にですね。そ れに自動車関連の業務の場合はスピードが重視さ れますので、ここも気を付けております。

【通信員茂又】わかりました。最後に趣味や休日の 過ごし方を教えてください。

【飛田先生】オートバイやウインドサーフィンを長 年やっております。また趣味というわけではない のですが、四国遍路88ヶ所およそ1,200 kmを全て 歩いて周り、昨年のゴールデンウイークに結願 (ゴール) いたしました。

【通信員茂又】意外な一面があり驚きました。本日 はありがとうございました。

【飛田先生】ありがとうございました。



24番札所がある高知県室戸岬にて

新入会員の紹介

県北支部



_{わたなべ} 渡邊

* Answer! *

①自分にあった、自由な働き方をつくっ ていけるため。

②いろいろな業務を行っていきたい。

③ドライブ、ビーチコーミング

県西支部



利彰 熊木

Answer! ★

①官公署に提出する書類を作成し、顧客 に貢献するため

②県や市町村に提出する許認可等の申請 書類の作成業務

③ジョギング、読書、音楽

③ 趣味・特技はなんですか?

Question!

① 行政書士になった動機はなんですか? ② 開業したらどんな業務を中心にやっていきますか?



ふるかわ **古川** 大輔

* Answer! *

①宿命です。

②相続、建設業許可を中心にしていきた いと思います。

③サッカー観戦、競馬、キャンプ

県北支部



岡部

* Answer! *

①街の法律家として地域の人達の役に立 ちたいと思って

②相続関係業務を中心に幅広く挑戦した

③旅行・ゴルフ



であれる。

* Answer! *

①色々な種類の仕事がたくさんあるから。

②分野にこだわらず、色々なことにチャ レンジしたい。

③料理、散歩

県西支部



★ Answer! ★

①相続関連のお困りごとに寄り添いたい ため

②遺言・相続業務

③バドミントン(万年初心者)

県南支部



平山

* Answer! *

①広い業務領域があり専門知識を深めて いける仕事

②障がい者福祉、後見、相続

③日本語教育、歴史、アナログゲーム

新入会員

会員番号 入会年月日	登録番号 登録年月日	氏名	事務所所在地·電話番号	事務所名	備考
3587 R6.6.1	24111508 R6.6.1	渡邊 一心	〒319-1541 北茨城市磯原町磯原1630番地280 電 0293-27-0482	渡辺一心行政書士事務所	
3588 R6.6.1	24111509 R6.6.1	くまき としあき 熊木 利彰	〒306-0032 古河市大手町12番30号 電 0280-22-2300	熊木利彰行政書士事務所	税
3589 R6.6.1	24111510 R6.6.1	ふるかわ だいすけ 古川 大輔	〒313-0016 常陸太田市金井町1796番地1 電 090-5207-7706	古川行政書士事務所	
3590 R6.6.15	24111699 R6.6.15	おかべ しんじ 真二	〒319-1414 日立市日高町二丁目7番5号 電 090-3472-5835	岡部真二行政書士事務所	
3591 R6.6.15	24111700 R6.6.15	ひらね ゆきて 平根由貴子	〒311-4304 東茨城郡城里町下青山660-13 電 029-297-2880	行政書士 常北事務所	
3592 R6.6.15	24111701 R6.6.15	すずき まさ こ 鈴木 雅子	〒308-0021 筑西市甲728番地1 電 090-7713-3792	すずき行政書士事務所	
3593 R6.7.1	24111860 R6.7.1	でいる。	〒302-0105 守谷市薬師台二丁目7番地13 電 090-5671-0923	ひらやま行政書士事務所	

ご逝去された会員

謹んでご冥福をお祈り致します。

ご逝去日	会 員 名	事務所所在地
令和5年11月30日	田邊 晋	稲敷郡阿見町南平台三丁目37番地4

退会された会員

お疲れさまでした。

32 112 1 2 3 1 2 3 1 2 3		
抹消届受理年月日	会 員 名	事務所所在地
令和6年6月5日	程塚 裕行	下妻市若柳丙343番地1
令和6年6月21日	岡本博人	牛久市神谷6-10-1
令和6年6月24日	熊木 暉二	古河市大手町12-30
令和6年6月26日	寺門 雅史	ひたちなか市相金町16番地7
令和6年6月26日	浦賀 美穂	守谷市けやき台三丁目28番地7
令和6年7月25日	鈴木 良明	水戸市元吉田町2675番地8

単位会変更含む

受理年月日	会員名		事務所所在地	電話番号	事務所名
R6.6.13	周 切 白	IB	〒310-0844 水戸市住吉町230-8	029-248-2870	カレッジ行政書士事務所
no.o.13	関根・良一	新	〒310-0911 水戸市見和2-232-21 CasaMIWA110号室	029-254-1252	サクラ行政書士事務所
R6.6.27	小嶋秀一郎	旧	〒314-0112 神栖市士合本町三丁目9809番地250	0479-26-3101	
NU.U.27	小响75 [—] 以	新	〒314-0112 神栖市知手中央二丁目7番29号	0299-94-5534	
R6.7.1	野村 聡子	旧	〒300-0044 土浦市大手町3番14号		
NO.7.1	土」、个3 月心 3	新	〒305-0035 つくば市松代一丁目9番地8 2階		
R6.7.1	柴田 香里	旧			行政書士法人茨城総合法 務事務所 柴田事務所
NO.7.1		新			セレーネ行政書士事務所
R6.7.10	石井 徹	旧	〒301-0032 龍ケ崎市佐貫3丁目7番地7		
110.7.10	11开 1版	新	〒301-0000 龍ケ崎市2957番地		
R6.7.10	石井 治美	旧	〒301-0032 龍ケ崎市佐貫3丁目7番地7		
NO.7.10		新	〒301-0000 龍ケ崎市2957番地		
R6.7.16	加藤 克明	旧	〒307-0001 結城市大字結城11769番地78	0296-47-6897	
110.7.10	加脉元吩	新	〒307-0001 結城市大字結城10567番地	0296-33-3873	
R6.7.31	藤田一寿	IB		080-4651-0018	
110.7.01	旅山 方	新		0295-76-1570	
R6.8.2	岸本美紀子	IB	〒308-0105 筑西市西保末158番地3		
110.0.2	一个大心」	新	〒308-0112 筑西市藤ケ谷1233番地4		

設立年月日	内 容	法人名	主たる事務所所在地	社 員
令和6年6月27日 法人の3		行政書士法人小嶋法務事務所	 神栖市知手中央二丁目7番29号 	小嶋秀一郎
令和6年7月10日	〒7日10日 注人の恋雨	 ラルゴ行政書士法人	龍ケ崎市2957番地	石井 徹
一	仏人の友丈	ブルコロ 以音工広八		石井 治美

令和6年7月31日

	וזיכר	104/7010
	個人会員	法人会員
水戸支部	298	
県南支部	420	
県西支部	280	23
県北支部	107	
鹿行支部	96	
合計	1,201	23

本会の動き(主なもの)

マンスリーレポート

令和6年6月~令和6年8月

※太字:本会主催 細字:本会として参加

可能の十〇万	IJJH (3 十 57
令和6年6月5日	(水)	○建設業許可よろず相談会(土浦土木事務所)※毎週水曜日 ○広報・監察部第4回部会(本会事務局) ○日本公認会計士協会東京会茨城県会総会懇親会(ホテルテラスザガー デン水戸)
令和6年6月6日	(木)	〇会員指導委員会第3回委員会(本会事務局) 〇職務上請求書払出日(本会事務局)
令和6年6月10日	(月)	○建設業許可よろず相談会(筑西土木事務所)※毎週月曜日○法教育推進委員会茨城県教育委員会学校教育部義務教育課への挨拶(茨城県庁)○第3回正副会長・部長会(開発公社会議室)
令和6年6月11日	(火)	○総務部第3回部会(本会事務局)
令和6年6月14日	(金)	○茨城県八士会連絡協議会事務引継ぎ(茨城県社会保険労務士会)
令和6年6月19日	(水)	 ○日本行政書士会連合会総務大臣表彰及び日本行政書士会連合会会長表彰 表彰状授与式(東京會舘) ○日本行政書士会連合会定時総会(東京會舘)~6/20 ○国土農地・建設部茨城県土木部監理課との意見交換会(茨城県庁) ○国土農地・建設部第1回部会(本会事務局)
令和6年6月20日	(木)	○職務上請求書払出日(本会事務局)
令和6年6月21日	(金)	○茨城県八士会連絡協議会(Zoom) ○第3回正副会長会議(本会事務局) ○国際部第1回部会(本会事務局) ○運輸交通部第1回部会(本会事務局) ○封印管理委員会第1回委員会(本会事務局) ○第2回理事会(開発公社会議室)
令和6年6月24日	(月)	○6月度登録証交付式(開発公社会議室) ○産業廃棄物処理業許可審査業務ミーティング(開発公社会議室)
令和6年6月25日	(火)	○広報・監察部第5回部会(本会事務局)
令和6年6月26日	(水)	○市民法務部第2回部会(本会事務局) ○法教育推進委員会第1回委員会(本会事務局) ○封印管理委員会封印受領証払出日(本会事務局)
令和6年6月27日	(木)	○デジタル化推進計画策定ワーキングチーム第4回打合せ会(本会事務局及びZoom) ○封印管理委員会令和6年度第1回丁種出張封印事前研修(開発公社会議室)
令和6年6月28日	(金)	○令和6年度第1回日行連関東地方協議会会長会議(埼玉県行政書士 会会館)
令和6年7月2日	(火)	○保健風営部第 1 回部会(本会事務局) ○大洗町相続受付業務に関する協定の事前打合せ(大洗町役場)
令和6年7月4日	(木)	○会員指導委員会第4回委員会(本会事務局) ○職務上請求書払出日(本会事務局)
令和6年7月5日	(金)	○令和6年度第1回結城市創業支援ネットワーク協議会(結城市役所)
令和6年7月8日	(月)	○保健風営部茨城県暴力追放センター研修講師派遣依頼他(公益財団法人茨城県暴力追放推進センター)○法教育推進委員会 東京都行政書士会実施土浦日本大学高等学校での出前講座見学(土浦日本大学高等学校)
令和6年7月9日	(火)	○市民法務部第 1 回業務研修会(Zoom)
令和6年7月10日	(水)	○広報・監察部第6回部会(本会事務局)

本会の動き(主なもの)

マンスリーレポート

令和6年6月~令和6年8月

令和6年7月11日	(木)	○茨城新聞広告主懇話会2024年度総会(ホテルレイクビュー水戸) ○ 法教育推進委員会つくば市立栄小学校での出前講座
令和6年7月12日	(金)	○行政書士試験実施に係る説明会(Zoom)
令和6年7月15日	(月)	○常陸太田市市制施行70周年及び合併20周年記念式典(常陸太田市民 交流センター パルティホール)
令和6年7月16日	(火)	○環境部第1回業務研修会(開発公社会議室) ○総務部第4回部会(本会事務局)
令和6年7月17日	(水)	○法 教育推進委員会ひたちなか市立那珂湊第三小学校での出前講座 ○環境部千葉県行政書士会との意見交換会(アミュゼ柏)
令和6年7月18日	(木)	○法教育推進委員会第2回委員会(本会事務局) ○職務上請求書払出日(本会事務局)
令和6年7月19日	(金)	○令和6年度第2回補助者研修会(開発公社会議室)○関東信越税理士会茨城県支部連合会総会・懇親会(水戸プラザホテル)
令和6年7月23日	(火)	○国土農地・建設部第1回業務研修会(開発公社会議室)○デジタル化推進計画策定ワーキングチーム第5回打合せ会(本会事務局及びZoom)○石岡市との災害協定締結(石岡市役所)○国土農地・建設部第2回部会(本会事務局)
令和6年7月24日	(水)	○法教育推進委員会東海村立白方小学校との出前講座事前打合せ○封印管理委員会封印受領証払出日(本会事務局)○環境部京都府行政書士会との意見交換会(京都府行政書士会)
令和6年7月25日	(木)	○市民法務部令和6年度第1回新入会員研修会(水戸京成ホテル) ~7/26
令和6年7月29日	(月)	○建設業許可よろず相談会(水戸土木事務所)○7月度登録証交付式(開発公社会議室)○申請取次行政書士管理委員会第2回届出済証明書新規交付研修会(開発公社会議室)○茨城県人会連合会令和6年度懇親会(ホテルオークラ東京)
令和6年8月1日	(木)	○会員指導委員会第5回委員会(本会事務局) ○職務上請求書払出日(本会事務局)
令和6年8月2日	(金)	○牛久市立牛久小学校との出前講座事前打合せ ○第4回正副会長会議(本会事務局)



会員指導委員会より

■会費の納入について(お願い)

下記日程にて納入して頂きます。お忘れのないよう宜しくお願い申し上げます。

自動引落しで納入している会員

・10月21日(月) に引落しますので、口座残高確認をお願いします。残高不足で引落しが出来なかった場合には、11月20日(水) に再度引落しさせて頂きます。

振込用紙により納入している会員

- ・郵便振替払込票により10月31日(木)までに、必ず下記口座へお振り込み下さい。
- ·口座番号 00120-0-85236 加入者名 茨城県行政書士会

第 1 期 4月

自動引落 4月22日引落 (再引落5月20日)

振込用紙での納付 4月30日納期限 第2期 7月

自動引落 7月22日引落 (再引落8月20日)

振込用紙での納付 7月31日納期限 第3期10月

自動引落 10月21日引落 (再引落11月20日)

振込用紙での納付 10月31日納期限 第4期 1月

自動引落 1月20日引落 (再引落2月<u>20日</u>)

振込用紙での納付 1月31日納期限

- ※令和6年10月は会費の第3期納入月です。
- ※会費の未納がある場合は、翌期に合算して請求しています。第2期分の会費が未納の方は至急手続きお願いします。
- ※常陽銀行本店口座へお振り込みも可能です。

 ただし振込手数料は会員負担となりますことをご理解願います。

常陽銀行 本店 普通 口座番号 0128690 茨城県行政書士会 ご依頼人の「氏名」と併せて「カイヒ」と挿入してご入力ください。

■茨城県行政書士会及び茨城県行政書士政治連盟の会費自動引落し制度の加入について

本会及び茨政連では、振込手数料が無料となる会費の自動引落しを推奨しております。

口座自動引落し(ゆうちょ銀行のみ)による会費納入を希望される方は、「登録番号」と「会員名」を記入のうえ、本会事務局までFAX(029-305-3732)又はe-mail(info@ibaraki-gyosei.or.jp)へご送信下さい。折り返し、正式な申込書一式を送付させて頂きます。

■登録事項変更手続について

本会から会員の皆様への郵便物が宛先不明で返送されたり、電話不通により重要なご連絡が届かないことがおきないように、事務所の所在地・電話番号等に変更が生じた場合、速やかに変更の手続きをお願いいたします。

なお、申請様式や必要書類の情報は本会のホームページ(「会員専用ページ」にログイン▶ 【各種手続】▶ [会員情報】▶ [変更(移転・名称変更など)])から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡 頂ければ郵送でも手続きのご案内と申請書の送付をいたします。

■補助者の届出(新規登録・変更・抹消)について

補助者を設置する場合は、雇用する日の10日前までに届出が必要となり、受理後に補助者証を交付します。なお、届出書や必要書類の情報は本会のホームページ(会員専用ページにログイン▶「【各種手続】を選択 ▶[補助者届出書])から入手できますので、ご利用下さい。また、事務局へご連絡頂ければ郵送でも手続きのご案内と申請書の送付をいたします。

申請取次行政書士管理委員会より

■申請取次業務における「届出済証明書」の更新届出手続について

「届出済証明書」の有効期限満了月の2ヶ月前より前月末日までに必要書類を添えて、茨城県行政書士会事 務局に提出して下さい。「届出済証明書」の更新には、必ず1回以上、日本行政書士会連合会主催の「申請取 次実務研修会」と、茨城会主催の申請取次行政書士研修会の両方を受講することが必要です。なお、有効期限 切れの証明書は東京入管に返還となりますので、事務局までご返却下さい。

※日行連主催の「申請取次実務研修会」の日程は「日本行政」に掲載されています。

有効期限	申請メ切
令和6年10月末日	令和6年9月30日
令和6年11月末日	令和6年10月31日

- ◆申請手数料(新規・更新) 5.000円
- ◆支払い方法
 - ① 口座振込 常陽銀行 本店 普通 口座番号 0128690 茨城県行政書士会
 - ② 事務局窓口支払い ③ 現金書留

事務局より

■茨城県行政書士会及び日本行政書士会連合会ホームページのログインについて

①茨城県行政書士会ホームページ

会員専用ページ へのログイン・パスワードのお問い合わせは「登 録番号」と「会員名」をメール本文に入力して本会事務局(pswd@ ibaraki-gyosei.or.jp) ヘメールでお問い合わせ下さい。



■茨城県行政書士会ホームページの会員検索について

会員検索ページは日本行政書士会連合会の『会員・法人検索システム』へリンクされています。日本行政書 士会連合会のホームページで「主な取扱い業務」が掲載できますので、日本行政書士会連合会会員サイト(連 con)▶「マイページ」▶設定変更でご登録いただきますようお願いいたします。

■メールマガジンの登録について

本会から会員の皆様への会員用情報メール一斉配信サービスにて、各省庁・茨城県庁・各市町村からの通 知や研修会のご案内などの最新情報を随時配信します。茨城県行政書士会公式ホームページ(https://www. ibaraki-gyosei.or.jp/)にアクセスし、「会員専用ページ」にログイン▶ メールマガジン登録 よりご登録お願 いいたします。

■会報「行政いばらき」の原稿が切案内

・原稿の締切日 12月号:10月7日(月)

新春号:12月2日(月)

・原稿はメール (koho@ibaraki-gyosei.or.jp) または FAX:029-305-3732へご送信下さい。

行政書士手帳の申込について

2025年版行政書士手帳の販売を下記のとおり事務局にて受け付けます。

【手帳の仕様】 表 紙/ビニールシート黒

サイズ/169×83mm

内 容/(分冊形式)

- ダイアリー編 (月間、週間計画表)
- アドレス編

価 格/1,300円(税込)

詳しくは「日本行政10月号」または全行団ホームページをご覧ください。

【購入方法】 下記の申込書に必要事項を記載の上、FAXまたはメールにて事務局までお申込みください。

【受付締切】 令和6年10月11日(金)

※お渡しは、11月下旬を予定しております。

行政書士手帳申込書

茨城県行政書士会 宛て

FAX	0 2	29-3	05-3732 e-mail info@ibaraki-gyosei.or.jp
事務所	所在	三地	
会 員	Ę	名	
		П	
購入	₩	数	<u></u>
受 領	方	法	□ 事務局引き取り □ 郵送希望(送料210円/冊)
			※どちらかに☑をつけてください。

事務局より

各種執務用品等の販売

事務局では下記の執務用品等を販売しております。 ご購入を希望される方は、申込書に必要事項を記載の上、お申込み下さい。

商 品 名	金額 (税込)	備考	
① 請求書·領収証	900円	B5サイズ・25組 インボイス対応	
② 領収証	600円	B6サイズ・50組 インボイス対応	
③ 事件簿	300円	A4サイズ・50枚	
④ 行政書士徽章 (バッジ)	3,500円	ネジ式またはピン式	
⑤ 特定行政書士バッジ	1,000円	ピン式	
⑥ 補助者徽章 (バッジ)	1,500円	ネジ式またはピン式	
⑦ ユキマサ君バッジ	600円	ピン式	
⑧ 茨城県行政書士会会則・規程集	1,000円		
⑨ 行政書士向け書籍	定価の約10%引き	事務局に見本があるものに限る	
⑩ 『風俗営業許可申請・届出手引書』	600円	平成29年3月発行(新訂版)	
① 行政書士活用ガイド 「頼れるユキマサ君」 日本行政書士会連合会作成	1,500円	1 セット 50部 (30円/部) R 6 .10.1 から値上げしました	

注 文 書

茨城県行政書士会 宛

·会員氏名		・電話番号	_	_	
·申込商品	商品名	数量			

・受領方法 郵 送 事務局引き取り どちらかに○をつけてください。

※送料は実費を負担していただきます。ゆうちょ銀行の払込取扱票を商品と一緒に送付いたします。

申込方法 FAX:029-305-3732 または メール:info@ibaraki-gyosei.or.jp

向洋は生活支援企業として人類の幸福の為に地球環境を考えます



^{うイフィックス} 生活 後方支援 **LIFEICS** は「**LIFE** LOGIST**ICS**」の造語です。

廃棄物処理業・物流業・旅行業・総合建設業

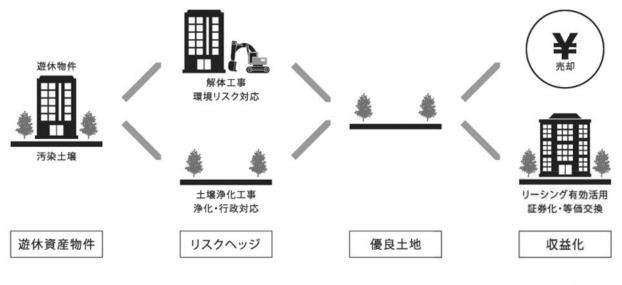
旅行業 インバウンド業務 - 外国人旅行者の受け入れ

念株式会社向洋

本社:茨城県北茨城市関南町神岡下219-6 TEL0293-46-4711 FAX0293-46-6321 E-mail:exp@kohyoline.co.jp

Kair 向洋航空 北茨城店 いわき営業所 東京支店 http://www.kohyoline.co.jp

利用価値のある不動産を市場に戻すことが「大洋の使命」です 環境対策工事のスキルを活かしリスクヘッジから収益化まで一元化





株式会社 大 洋

本 社 〒310-0851 茨城県水戸市干波町1950ウェーブ21ビル3階 東京本店 〒104-0033 東京都中央区新川2-28-1新川スクエア3階 リソイル工場 〒314-0127 茨城県神栖市木崎59-1

www.taiyo-group.com

tel 029-305-3321 fax 029-244-2151 tel 03-6228-3777 fax 03-6228-3778 tel 0299-95-6370 fax 0299-95-6371









⋚(株)サトウ塗互社

水戸本店

茨城本社

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 1227-4 TEL.029-305-5230 FAX.029-305-5231 〒311-3121 茨城県東茨城郡茨城町谷田部 1027-1 TEL.029-291-1909 FAX.029-292-9525 E-mail tokousya@satou-penkiya.com

暴力のない安全で住みよい茨城県の実現のため

「三ない運動士賞」の推進をしましょう

暴力団を暴力団を暴力団に暴力団と









全てを「金づるにする」 それが暴力団の姿勢です。 恐れは「誤ったイメージから」 恐れることは暴力団を助長させる。

金が「腐れ縁の元」 暴力団を支援・容認することになる。 ☆際は「暴力団の活動を助長」 暴力団はあらゆる機会を狙って 近づいてくる。

お困りのときは、**茨城県行政書士会**へ





編集後記◆

観測史上もっとも厳しい暑さが続く中、パリオリンピックの熱く厳しい戦いが連日 報道されています。メダルの有無や色に関わらず、長い年月を戦ってオリンピックを 迎えた選手たちの姿に感動します。8月7日には熱闘甲子園が始まりますね。 え …? 違和感を覚えましたか? 今日は『行政いばらき10月号』の原稿締切日である 8月5日。会員の皆様のお手元に届く2カ月前になります。『行政いばらき』の巻末 の方に次号の原稿締切日が書いてありますので「そんなことは分かっているよ」とご 指摘されそうです。

さて、情報伝達媒体として、マスメディアと言われるのがテレビ、ラジオ、新聞、 雑誌の4媒体でオールドメディア(一方通行の情報発信)とも称されています。イン ターネットの普及前か、後かによりオールドメディアか、ニューメディアかに大別さ れます。ニューメディアの代表格がウェブサイト、SNS、ブログ、動画共有サイト で、双方向の情報受発信によるコミュニケーション機能が特徴です。

両方の新旧メディアに共通して深く関わっているのが「広告ビジネス | です。広告 が有るから私たちは様々な機能を無料で利用できる訳ですが、それゆえに多くの危険 (被害者にも、加害者にも…)に晒されていることも理解する必要がありますね。

話しを戻しまして『行政いばらき』の原稿締切日は2カ月前になっているのですが、 もうちょっと締めることは出来ないかなぁ~と思案しています。そのためには、メ ディアごと(行政いばらき、ホームページ、メール、チラシ等)の目的や内容(コン テンツ)を整理して、ストック情報(何度も利用する蓄積される情報)とフロー情報 (スピーディな流れる情報) に分けて考えてみたいと思っています。もちろんコスト も重要です。

10月1日から「令和6年度行政書士制度広報月間」がスタートし、各相談会場には 多くの相談者が訪れていると思います。一人でも多くの方々の悩みを解決できるよう にご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

(広報・監察部長 澁谷 輝男)



